

西脇市・黒田庄町合併協議会

第8回会議資料

日時：平成16年6月30日（水） 午後1時30分～
場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

第8回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年6月30日(水)
午後1時30分から
ところ 黒田庄町中央公民館 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第24号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

報告第25号 合併の期日の検討内容について

協議事項

協議第36号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第37号 各種事業(商工・観光関係事業)の取扱いについて

協議第38号 各種事業(建設関係事業)の取扱い(その1)について

協議第39号 各種事業(上・下水道事業)の取扱い(その1)について

協議第40号 各種事業(社会福祉協議会)の取扱いについて

事前提案事項

協議第41号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第42号 各種事業(人権政策推進事業(女性施策含む。))の取扱いについて

協議第43号 各種事業(保健衛生事業)の取扱いについて

協議第44号 各種事業(健康づくり事業)の取扱いについて

協議第45号 各種事業(学校教育事業)の取扱いについて

協議第46号 各種事業(文化振興事業)の取扱いについて

4 その他

住民説明会の日程について

協議会日程 第9回 7月29日(木) 西脇市生涯学習まちづくりセンター

第10回 8月26日(木) 黒田庄町中央公民館

5 閉会

報 告 事 項

報告第24号	新市まちづくり計画検討小委員会活動について	P 1 ~ P 4
報告第25号	合併の期日の検討内容について	P 5 ~ P 7

報告第24号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年6月30日

新市まちづくり計画検討小委員会
委員長 長谷川 俊 雄

第7回 新市まちづくり計画検討小委員会について

1 開催日時及び場所

日時 平成16年6月24日(木)午後6時30分～午後9時25分

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール

2 出席者

委員7名(全員)、事務局3名、コンサルタント研究員1名

3 議事

新市のまちづくりの理念と将来像

サブタイトルを含めた新市の将来像の決定を受け、将来像に含まれる「自然きらきら」の意味を強調するため、まちづくりの理念を一部修正することについて協議し、3つの理念のうち、「安心して暮らせる共生のまちをめざします。」という理念を「豊かな自然と共生しながら安心して暮らせるまちをめざします。」とし、あわせて理念の説明文についても構成しなおした。

将来像の意味や思いを表す内容について協議した結果、社会環境の変容について説明する部分で、「経済社会が先導する画一的な豊かさが達成され、本格的な成熟社会が到来する」という表現について、再検討することとなった。

新市の主要施策について

新市の将来像を実現するための5つのまちづくりの基本方針及び2つの基本方針を支える推進方策の施策の柱について、事務局及びコンサルタントから説明を受け、内容について協議した。

委員からの主な意見として、

- ・「子育て支援の充実」の中で「親の...子どもを育てる充実感を高め」という表現は、再検討していただきたい。
- ・「子育て支援」は、拠点施設の整備だけでなく、子育て支援のための支援ネットワークなどソフト面での施策の充実に配慮してほしい。
- ・「情報通信基盤の充実」では、CATVの整備や、今後の情報通信技術の進展を考慮し、双方向の通信基盤の整備や活用を踏まえた施策展開も入れてはどうか。
- ・「地域経済の活性化・雇用の創出」では、若年層の定住促進の面からも新産業の導入や企業誘致は必要であると感じる

が、土地利用の規制緩和など、従来では取り組めなかった積極的な施策の展開も検討してほしい。

- ・「学校教育の充実」では、多様化する教育環境をめぐる課題の中で、「子どもたちの道徳性を高める、こころの教育を進める」という表現を入れてはどうか。
- ・「自然環境の保全と活用」では、自然の「保全」ということだけでなく、「再生・回復」いった文言を入れてもらいたい。
- ・「市民自治体制の確立」では、地域のコミュニティ活動を支援していく拠点施設や行政体制の整備に積極的に努めてほしい。
- ・施策の柱は、それぞれ上手く取りまとめられているが、言葉だけでなく、中身のともなった施策を積極的に展開してもらいたい。

などの発言があった。これらの意見を踏まえ、計画素案の内容を事務局で再検討し、次回の小委員会で協議することとした。

公共的施設の統合整備と適正配置について

事務局からの説明を受け、基本方針としては、住民生活の利便性、地域の特性やバランス、財政事情、新市における組織、機構のあり方、の4点から考慮していく必要があり、具体的には、これらの基本方針を踏まえ、新市において検討していくことを確認した。

財政状況について

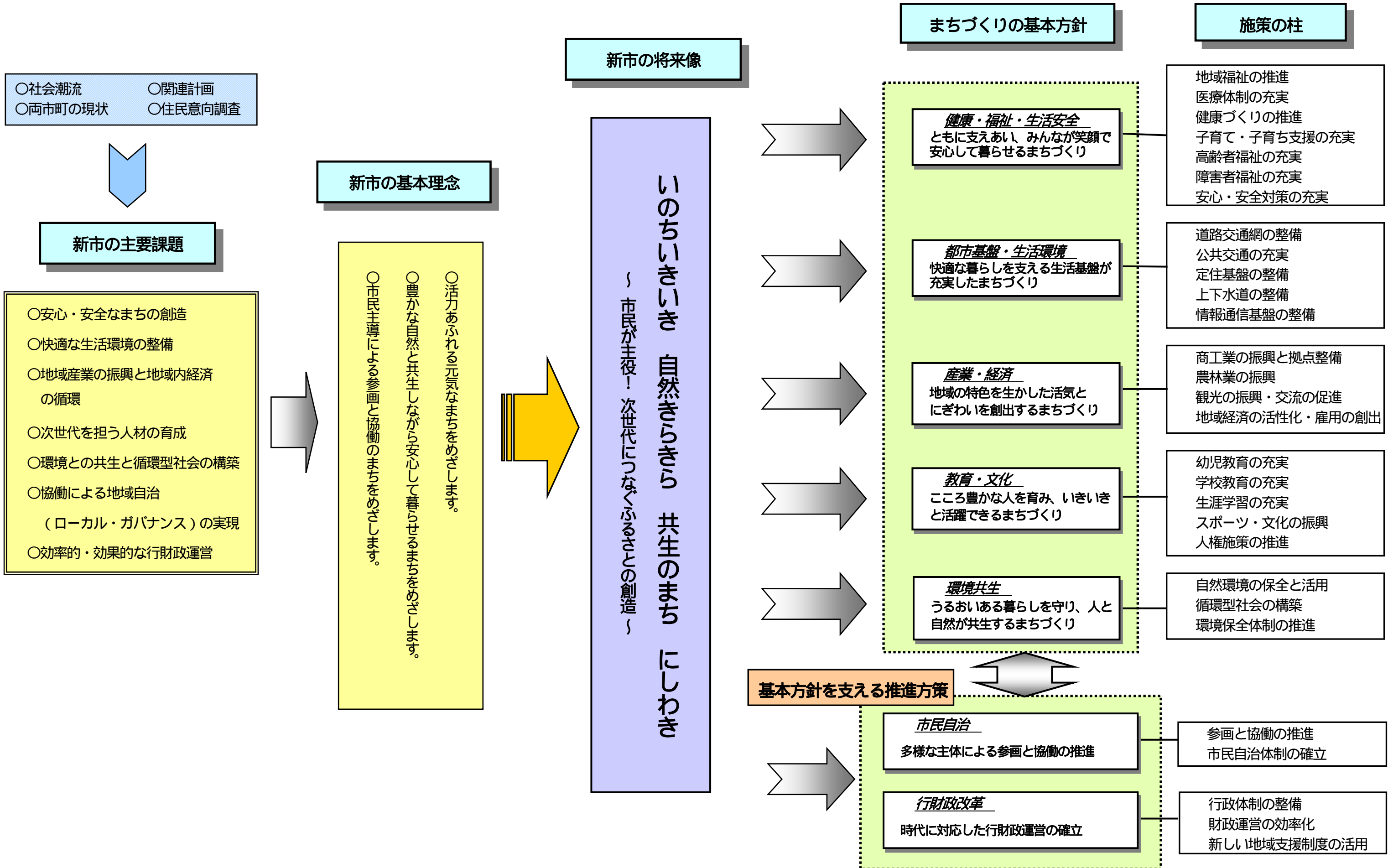
前回の小委員会で説明のあった財政計画について、本日の協議会で説明を行う旨の報告を事務局より受けた。

4 その他

第8回小委員会の開催について

日時 平成16年7月21日(水) 午後6時30分から
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター
内容 計画素案について

新市まちづくり計画の体系図



報告第25号

合併の期日の検討内容について

合併の期日の検討に係る幹事会での協議状況について別紙のとおり報告する。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
幹事長 藤原泰一

合併の期日について

1 合併の期日の検討主旨

市町村の合併の特例に関する法律の改正により、平成17年3月末までに合併申請し、平成18年3月末日までに合併すれば現行法の適用を受けられることになった。

このことにともない、合併の期日について、幹事会において、再度検討しているところであるが、新市発足時の住民サービスの混乱を最小限にとどめるため、新市発足までに詳細を決定すべき事務事業の調整期間や両市町議会における合併関連議案の議決から新市発足までの合併準備期間を相当必要とし、合併の期日を半年程度遅らせる必要があることから、平成17年秋を中心に検討を図っている。

合併準備期間には、
新市移行事務
庁舎移転関係（組織体制の決定含む。）
事務事業に係る帳簿等の整備
閉庁・開庁調整
施設名等の変更に伴う準備・調整
新市市章選定
等の業務があり相当の期間を要する。
（別紙先進事例参照）

2 検討事項

合併期日の検討に関する基本的事項

住民との意見交換及び合意形成に要する期間

新市発足時の事務処理を円滑に行うための調整・準備期間

新市発足までに必要な法的手続に要する期間

具体的期日の検討に関する事項

具体的な期日の設定にあたっては以下の理由により「月の初日」を設定することが望ましい。

ア 合併に伴う各制度の切り替え、とりわけ住民生活に直結した制度の切り替え時の混乱を考慮すると、月の途中での合併は避けるべきであること。

イ 予算、決算、合併前の市町事務及び契約等の日割り計算等、新市への事務引継ぎを考慮した場合、月途中の合併は避けるべきであること。

ウ 区切りのよさ、住民の認識、対外的な周知等を考慮すれば月の初日が望ましいこと。

《参考資料》

合併協定書調印から新市発足日までの期間（県内）

	養父市	朝来市	丹波市	淡路市	豊岡市	南あわじ市
協議会 設立日	H14.7.12	H14.9.1	H12.10.2	H15.2.24	H15.1.1	H14.4.1
調印日	H15.10.24	H16.2.7	H15.11.30	H16.2.7	H16.4.21	H15.12.6
市町 議会議決	H15.10.30	H16.2.18	H15.12.24	H16.2.19	H16.5.14	H15.12.9
合併 申請	H15.10.30	H16.2.24	H16.1.13	H16.3.3	H16.5.17	H15.12.18
総務大臣協議						
総務大臣回答						
県議会 議決	H15.12.19	H16.6 (予定)	H16.3.25	H16.6 (予定)	(未定)	H16.3.25
総務大 臣告示	H16.1.15	(未定)	H16.4.16	(未定)	(未定)	H16.4.16
新市 発足日	H16.4.1	H17.4.1 (予定)	H16.11.1 (予定)	H17.4.1 (予定)	H17.4.1 (予定)	H17.1.11 (予定)
協議 期間	約15ヶ月	約17ヶ月	約37ヶ月	約11ヶ月	約14ヶ月	約20ヶ月
合併準 備期間	約5ヶ月	約14ヶ月	約11ヶ月	約14ヶ月	約11ヶ月	約13ヶ月
設立～発 足までの 期間	約21ヶ月	約31ヶ月	約49ヶ月	約25ヶ月	約27ヶ月	約33ヶ月

市町議会の議決日は、合併関係市町のうち最も遅い議決日
 合併準備期間とは、合併関係市町の議会の議決から新市発足まで
 の期間

協 議 事 項

協議第36号	一部事務組合等の取扱いについて	P 1 ~ P 7
協議第37号	各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて	P 8 ~ P 13
協議第38号	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について	P 14 ~ P 24
協議第39号	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について	P 25 ~ P 30
協議第40号	各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	P 31 ~ P 36

協議第36号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

一部事務組合等の取扱い

兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満了日に当該組合を脱退する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	関係項目	広域市町村圏、土地利用
調整内容	<p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満日に当該組合を脱退する。</p> <p>兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
1 両市町が関係している一部事務組合 ・兵庫県市町村職員退職手当組合 ・北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 ・播磨内陸医務事業組合 ・北播磨清掃事務組合 ・西脇多可行政事務組合	合併時に再編する。	合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
2 いずれかの市町が関係している同種の一部事務組合 ・北播衛生事務組合 ・氷上多可衛生事務組合	合併時に再編する。	合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
3 黒田庄町のみが関係している一部事務組合等 ・兵庫県町交通災害共済組合 ・兵庫県町議会議員公務災害補償組合 ・兵庫県町土地開発公社	合併後に脱退する。 合併時に脱退する。 合併時に脱退する。	合併の前日をもってを当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満日に当該組合を脱退する。 合併の前日をもって当該組合を脱退する。 合併の前日をもって当該公社を脱退する。なお、当該公社で処理している事務の取扱いについては、新市発足までに調整する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
4 両市町が関係している協議会 ・播磨内陸広域行政協議会	合併時に再編する。	合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日当該協議会に加入する。

項 目	現 況
1 両市町が関係している一部事務組合	
兵庫県市町村職員退職手当組合	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体 県内全町並びに市（西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市）及び市町の一部事務組合 ・設立年月日 昭和30年4月1日 ・事務所の位置 神戸市 ・業務内容 退職手当の支給に関する事務及び組合市町の負担金納入事務
北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体 11（西脇市、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町、吉川町） ・設立年月日 昭和41年5月26日 ・事務所の位置 滝野町 ・業務内容 肢体不自由児通園施設「わかあゆ園」の施設運営及び管理
播磨内陸医務事業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体 10（西脇市、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町） ・設立年月日 昭和47年9月20日 ・事務所の位置 社町 ・業務内容 播磨看護専門学校の設定、管理運営
北播磨清掃事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体 6（西脇市、滝野町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町） ・設立年月日 昭和43年11月1日 ・事務所の位置 西脇市 ・業務内容 清掃思想の普及 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理計画の樹立 一般廃棄物等の収集運搬及び処分 一般廃棄物処理業の許可

項 目	現 況
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体 5 (西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町) ・ 設立年月日 昭和55年1月5日 ・ 事務所の位置 西脇市 ・ 業務内容 消防事務(消防団及び消防水利事務を除く。) 西脇市多可郡休日応急診療センターに関すること。 農業災害補償法に基づく農業共済事業の事務 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の保安に係る事務 介護保険法に基づく事務のうち、介護認定審査会に係る事務 火葬場の設置及び管理運営に関する事務
2 いずれかの市町が関係している同種の一部事務組合	
北播衛生事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体 5 (西脇市、小野市、社町、滝野町、東条町) ・ 設立年月日 昭和37年2月23日 ・ 事務所の位置 社町 ・ 業務内容 し尿処理施設の設置、運営及び管理 し尿処理施設の環境整備に伴う附帯施設としてのスポーツ施設の設置、運営及び管理
氷上多可衛生事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体 10 (柏原町、山南町、氷上町、青垣町、市島町、春日町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町) ・ 設立年月日 昭和46年1月1日 ・ 事務所の位置 山南町 ・ 業務内容 し尿処理施設の設置、管理運営 浄化槽の保守点検、清掃
3 黒田庄町のみが関係している一部事務組合等	
兵庫県町交通災害共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体 篠山市、養父市及び県内全町 ・ 設立年月日 昭和43年11月1日 ・ 事務所の位置 神戸市 ・ 業務内容 交通災害共済事業
兵庫県町議会議員公務災害補償組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体 養父市及び県内全町 ・ 設立年月日 昭和44年1月1日 ・ 事務所の位置 神戸市 ・ 業務内容 町議会議員の公務災害補償

項 目	現 況
兵庫県町土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立団体 52町(県内全町のうち淡路10町を除く。) ・ 設立年月日 昭和48年2月13日 ・ 事務所の位置 神戸市 ・ 業務内容 公共用地の取得、造成その他の管理
4 両市町が関係している協議会	
播磨内陸広域行政協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体 3市7町(西脇市、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町) ・ 設立年月日 昭和45年6月 ・ 事務所の位置 西脇市 ・ 業務内容 広域市町村圏計画の策定に関する事務 広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事務 関係市町のそれぞれの計画についての連絡調整 圏域内の広域的な振興整備に関すること。 圏域内職員の研修事業の実施に関すること。

西脇市土地開発公社

【設立年月日】 昭和48年4月1日
【目 的】 公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
【事務所の位置】 西脇市
【理 事 長】 西脇市助役
【基本財産】 500万円
【資 産】 3,262,341,114円

流動資産	3,261,942,041円
固定資産	399,073円

【負 債】 3,085,232,064円
【資 本】 177,109,050円

} 16年3月31日予定貸借対照表から

関係法令

地方自治法

〔一部事務組合〕

（組合の種類及び設置）

第284条（省略）

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（第1項ただし書きは省略）

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

〔協議会〕

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議会については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

合併特例法

（一部事務組合等に関する特例）

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

先進事例

市町村名	調 整 の 方 針
篠山市	一部事務組合等については4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し新市において合併の日に当該組合へ加入する。事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については2町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。
宗像市	宗像・玄海衛生事務組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を承継する。 上記以外の一部事務組合等（広域連合を除く。以下同じ。）については、2市町は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等へ加入する。
亀山市 (予定)	一部事務組合 <ul style="list-style-type: none"> ・三泗鈴亀農業共済事務組合及び三重県自治会館組合については、合併期日の前日に脱退し、合併期日の当日に新市として加入する。 ・三重県市町村職員退職手当組合については、合併期日の前日に脱退する。 広域連合 <ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿亀山地区広域連合については、合併期日の前日に脱退し、合併期日の当日に新市として加入する。 事務の委託 <ul style="list-style-type: none"> ・消防事務及び一般廃棄物処理事務の委託については、合併期日の前日をもって事務委託規約を廃止する。 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託については、合併期日の前日をもって規約を廃止し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併期日の当日に締結する。 公社 <ul style="list-style-type: none"> ・亀山市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。
朝来市 (予定)	朝来郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。 南但広域行政事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、但馬広域行政事務組合、公立豊岡病院組合及び兵庫県町交通災害共済組合については、4町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合へ加入する。 兵庫県市町村職員退職手当組合及び但馬公平委員会については、4町及び朝来郡広域行政事務組合は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合等へ加入する。 兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、4町は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退する。なお、当該組合等で処理している事務の取扱いについては、合併時まで調整する。

各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて

各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（商工・観光関係事業）の取扱い

市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。

企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。

商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	産業・建設部会
協定項目	22-14 各種事業(商工・観光関係事業)の取扱い	関係項目	商工業の振興、観光
調整内容	市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。 融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。 企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。 商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。		

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>市単独中小企業事業資金融資制度については、西脇市において、市単独の融資制度を実施している。</p> <p>融資保証料補給事業については、西脇市においては、市単独の融資制度のみを対象とし、黒田庄町においては、兵庫県の小規模企業資金、開業支援資金及び経済変動対策資金を対象としている。</p> <p>企業立地奨励制度については、両市町ともほぼ同様の事業を行っている。</p> <p>商工・観光イベント等については、両市町において、商工・観光イベント等が開催されており、実施主体が異なる。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市発足時に再編する。</p> <p>新市発足時に再編する。</p> <p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。</p> <p>商工・観光イベント等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において再編又は統合する。</p>

項 目	現 況			
	西 脇 市	黒 田 庄 町		
中小企業事業融資制度	名 称	西脇市中小企業事業資金融資制度		
	目 的	中小企業に対する資金の供給を円滑化し、企業経営を合理化して正常な事業活動を促進するための融資を行う。		
	融資対象	市内に事業所を有すること。 健全な事業を営んでいる中小企業者であること。 引き続き1箇年以上同一事業を経営していること。 中小企業信用保険法施行令で規定する業種であること。 市税を完納していること。		
	資金使途	運転資金又は設備資金とする。		
	融資限度	1企業 1,500万円以内とする。ただし、運転資金及び特別小口保証の融資限度額は1,000万円以内とする。		
	融資利率	融資機関との約定利率とする。 (平成15年度 年利1.6%(固定金利))		
	融資期間	1,000万円以下 60箇月以内 (据置期間 6箇月以内) 1,000万円超 84箇月以内 (据置期間 6箇月以内)		
融資保証料補給事業	名 称	西脇市中小企業事業資金融資制度規程	名 称	黒田庄町小規模企業等融資保証料補給金交付要綱
	目 的	中小企業の金融を円滑化し、企業経営を合理化して正常な事業活動を促進するため資金融資を行うことを目的とする。	目 的	小規模企業等に対する資金の融資を円滑にするため、兵庫県信用保証協会がその債務を保証したものにつき、町が保証料の一部を補給することにより、小規模企業等の活性化を図ることを目的とする。
	対 象	市内に事業所を有すること。 健全な事業を営んでいる中小企業者であること。 引き続き1箇年以上同一事業を経営していること。 中小企業信用保険法施行令で規定する業種であること。 市税を完納していること。	対 象	町内に住所又は主たる事業所を有する小規模企業者等で、かつ、県の中小企業融資制度のうち、小規模企業資金・開業支援資金・経済変動対策資金の設備資金又は運転資金の融資を受けたもの (対象融資額は1,000万円を限度とし、融資期間は据置期間を含めて5年を限度のものに限る。)
	補 給 金	兵庫県信用保証協会に支払う保証料の50%	補 給 金	保証協会に支払った保証料の50%

項 目	現 況										
	西 脇 市	黒 田 庄 町									
企業立地奨励制度	名 称	西脇市産業立地促進措置条例	名 称	黒田庄町企業立地促進条例							
	目 的	産業構造の高度化を推進し、地域経済の活性化を図るため、市内に工場等を新設する企業に対して、奨励措置及び便宜供与を講じることにより、企業立地を促進し、地域経済の均衡ある発展と市民福祉の向上に資することを目的とする。	目 的	町産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、町内への企業立地を促進することにより、黒田庄町経済の活性化と町民生活の安定に資することを目的とする。							
	要 件	市内で工場等を新設又は拡張若しくは移転する企業で、以下に該当する者 市民生活の安定向上に寄与する企業 以下の要件に該当する企業 投下固定資産総額が5億円（中小企業は1億円）以上であること。 市内で新たに雇用する従業員が20人（中小企業は5人）以上であること。 環境保全に適切な措置が講じられていること。	要 件	新設工場 投下固定資産が1億円以上であり、新規雇用常用従事者が10人以上で、引き続きこの人員を維持することが確実であること。 増設工場 増設部分の投下固定資産総額が1億円以上であること。 試験研究施設 投下固定資産総額が3億円以上であること。							
	奨励措置	<ul style="list-style-type: none"> ・土地取得奨励金 用地の取得費（造成費含む。）の4分の1以内の額で、次の区分による。 <table border="1" data-bbox="667 890 1272 1023"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5億円未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>2.5億円以上5.0億円未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>5.0億円以上</td> <td>10,000万円</td> </tr> </tbody> </table> ・企業施設設置奨励金 企業施設の床面積に対する奨励金として、次により算定した額の合計額（限度額5,000万円） 製造施設（工場等） 1万円×延べ床面積（㎡） 研究所等 5万円×延べ床面積（㎡） ・公共的施設の新設、改良 企業施設の5年間の固定資産税相当額を限度として行う公共的施設の新設、改良 ・特別奨励金 技術先端型業種の内、特に必要と認める業種に対し、償却資産の1%相当額を支給（限度額5,000万円） 	投下固定資産総額	交付限度額	2.5億円未満	2,000万円	2.5億円以上5.0億円未満	5,000万円	5.0億円以上	10,000万円	奨励措置
投下固定資産総額	交付限度額										
2.5億円未満	2,000万円										
2.5億円以上5.0億円未満	5,000万円										
5.0億円以上	10,000万円										

項 目	現 況		現 況	
	西 脇 市		黒 田 庄 町	
商工・観光イベント等	名 称	あじさい祭り	名 称	つり大会
	実施主体	あじさい協会	実施主体	黒田庄町観光協会
	開催日	6月中旬	開催日	9月第1日曜日
	名 称	うまいもん大会	名 称	フリーマーケット
	実施主体	西脇市商工会議所	実施主体	黒田庄町観光協会
	開催日	秋	開催日	11月23日
	名 称	へその西脇織物まつり	名 称	黒田庄町夏祭り
	実施主体	へその西脇・織物まつり祭典委員会	実施主体	黒田庄町夏祭り実行委員会
	開催日	お盆明けの土・日曜日	開催日	8月16日

先進事例

市町村名	調 整 の 方 針
加東市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の振興施策（融資制度・助成制度）は、合併時に再編し、新市において条例等を整備して実施する。 2 商工業の指定地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 企業誘致、工業団地に係る奨励措置については、合併時に再編して実施する。 4 観光施設・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 商工・観光イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同種又は同時期に実施しているイベントは、関係団体と協議の上、合併時に再編又は統合する。
洲本五色市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 融資制度については、洲本市の例による。 2 利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 市町単独補助制度については、必要性・公平性などの観点から内容を検討し、新市発足までに調整する。 4 勤労者対策については、従来からの経緯、実情等を勘案し、新市発足までに調整する。 5 各イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整に努める。
養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業向け融資制度については、新たな制度を策定する。ただし、旧町で適用した既融資分は継続して新市に引き継ぐ。 2 企業融資等商工振興制度については、新たな制度を設ける。ただし、旧町の制度を適用されているものは、その適用の期間に限り新市に引き継ぐ。 3 イベントについては、新市移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 4 勤労者住宅融資制度については、廃止の方向で検討する。
東かがわ市	<ol style="list-style-type: none"> 1 融資事業については、引田町の例により調整する。 2 企業誘致事業については、新市に移行後、速やかに調整する。
さぬき市	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資審査委員会を設置する。 2 預託金については、新市において預託金を設ける。 3 商工業振興審査会については、新市において新たな商工振興審査会を設置する。 4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）については、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）

公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。

公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。

住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。

都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。

都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	産業・建設部会
協定項目	22-16 各種事業（建設関係事業）の取扱い その1	関係項目	公営住宅、都市計画
調整内容	<p>公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。 公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。 住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。 都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。 都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>西脇市に699戸、黒田庄町に76戸の公営住宅がある。</p> <p>公営住宅の使用料算定時の係数に差異がある。</p> <p>住宅マスタープラン及び公営住宅総合ストック活用計画について、黒田庄町が住宅マスタープランを、西脇市が公営住宅総合ストック活用計画を策定している。</p> <p>都市計画区域の指定について、西脇市は広域の東播都市計画区域であるが、黒田庄町は、都市計画区域外である。</p> <p>西脇市において、都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業がある。</p> <p>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、西脇市において緑の基本計画が策定されている。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において速やかに統一する。</p> <p>新市においてに策定する。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において策定する。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>公営住宅使用料の算定基礎については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに統一する。</p> <p>住宅マスタープラン及び公営住宅総合ストック活用計画については、現在の両市町の計画を反映し、新市において策定する。</p> <p>都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぎ、一体的なまちづくりの推進に配慮し、新市において調査研究を行う。</p> <p>都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づいて、新市において策定する。</p>

項 目	現 況					現 況																																																																																																																																																																																	
	西 脇 市					黒 田 庄 町																																																																																																																																																																																	
公営住宅概要	(平成16年4月1日現在) ・管理戸数 699戸 ・1戸当たり床面積 28.05㎡~104.4㎡ ・設定家賃 1,600円~72,800円					(平成16年4月1日現在) ・管理戸数 76戸 ・1戸当たり床面積 31.10㎡~80.25㎡ ・設定家賃 3,400円~80,600円																																																																																																																																																																																	
公営住宅の現況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11">旭ヶ丘団地</td><td>S30</td><td>木平</td><td>30</td><td>1,600</td><td>4,700</td></tr> <tr><td>S30</td><td>簡耐2</td><td>24</td><td>6,000</td><td>11,200</td></tr> <tr><td>S32</td><td>木平</td><td>10</td><td>1,500</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>S33</td><td>木平</td><td>10</td><td>2,000</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>S34</td><td>木平</td><td>7</td><td>2,200</td><td>6,400</td></tr> <tr><td>S35</td><td>木平</td><td>9</td><td>2,300</td><td>6,900</td></tr> <tr><td>S35</td><td>木平</td><td>10</td><td>1,900</td><td>5,600</td></tr> <tr><td>S36</td><td>木平</td><td>13</td><td>2,200</td><td>6,400</td></tr> <tr><td>S37</td><td>木平</td><td>10</td><td>2,900</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>S37</td><td>木平</td><td>8</td><td>2,500</td><td>7,400</td></tr> <tr><td>S38</td><td>簡耐平</td><td>10</td><td>2,800</td><td>8,200</td></tr> <tr><td>S38</td><td>簡耐平</td><td>10</td><td>2,900</td><td>8,600</td></tr> <tr><td>坂本団地</td><td>S34</td><td>木平</td><td>10</td><td>1,700</td><td>5,100</td></tr> <tr><td>向ヶ丘団地</td><td>S37</td><td>中耐3</td><td>18</td><td>6,800</td><td>18,800</td></tr> <tr><td rowspan="6">日野ヶ丘団地</td><td>S39</td><td>簡耐2</td><td>12</td><td>6,700</td><td>12,200</td></tr> <tr><td>S39</td><td>簡耐平</td><td>18</td><td>2,800</td><td>8,300</td></tr> <tr><td>S40</td><td>簡耐2</td><td>18</td><td>6,800</td><td>12,700</td></tr> <tr><td>S40</td><td>簡耐平</td><td>8</td><td>3,000</td><td>8,800</td></tr> <tr><td>S41</td><td>簡耐平</td><td>10</td><td>3,200</td><td>9,300</td></tr> <tr><td>S41</td><td>簡耐平</td><td>8</td><td>3,200</td><td>9,300</td></tr> <tr><td>S41</td><td>簡耐2</td><td>14</td><td>6,900</td><td>12,900</td></tr> </tbody> </table>					名称	建設年度	構造	戸数	家賃		最低	最高	旭ヶ丘団地	S30	木平	30	1,600	4,700	S30	簡耐2	24	6,000	11,200	S32	木平	10	1,500	4,400	S33	木平	10	2,000	5,800	S34	木平	7	2,200	6,400	S35	木平	9	2,300	6,900	S35	木平	10	1,900	5,600	S36	木平	13	2,200	6,400	S37	木平	10	2,900	8,500	S37	木平	8	2,500	7,400	S38	簡耐平	10	2,800	8,200	S38	簡耐平	10	2,900	8,600	坂本団地	S34	木平	10	1,700	5,100	向ヶ丘団地	S37	中耐3	18	6,800	18,800	日野ヶ丘団地	S39	簡耐2	12	6,700	12,200	S39	簡耐平	18	2,800	8,300	S40	簡耐2	18	6,800	12,700	S40	簡耐平	8	3,000	8,800	S41	簡耐平	10	3,200	9,300	S41	簡耐平	8	3,200	9,300	S41	簡耐2	14	6,900	12,900	[普通町営住宅] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">田高団地</td><td>S41</td><td>木平</td><td>10</td><td>3,500</td><td>10,300</td></tr> <tr><td>S42</td><td>木平</td><td>3</td><td>3,600</td><td>10,600</td></tr> <tr><td rowspan="2">津万井団地</td><td>S41</td><td>木平</td><td>5</td><td>3,400</td><td>10,100</td></tr> <tr><td>S42</td><td>木平</td><td>7</td><td>3,600</td><td>10,400</td></tr> <tr><td>前坂南山団地</td><td>S55</td><td>簡耐2</td><td>15</td><td>11,600</td><td>33,600</td></tr> <tr><td>黒田団地</td><td>H14</td><td>高層6</td><td>32</td><td>19,700</td><td>76,700</td></tr> </tbody> </table> [特定公共賃貸町営住宅] <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>黒田団地</td><td>H14</td><td>高層6</td><td>4</td><td>63,500</td><td>80,600</td></tr> </tbody> </table>					名称	建設年度	構造	戸数	家賃		最低	最高	田高団地	S41	木平	10	3,500	10,300	S42	木平	3	3,600	10,600	津万井団地	S41	木平	5	3,400	10,100	S42	木平	7	3,600	10,400	前坂南山団地	S55	簡耐2	15	11,600	33,600	黒田団地	H14	高層6	32	19,700	76,700	名称	建設年度	構造	戸数	家賃		最低	最高	黒田団地	H14	高層6	4	63,500	80,600
名称	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																																																																																																																																			
				最低	最高																																																																																																																																																																																		
旭ヶ丘団地	S30	木平	30	1,600	4,700																																																																																																																																																																																		
	S30	簡耐2	24	6,000	11,200																																																																																																																																																																																		
	S32	木平	10	1,500	4,400																																																																																																																																																																																		
	S33	木平	10	2,000	5,800																																																																																																																																																																																		
	S34	木平	7	2,200	6,400																																																																																																																																																																																		
	S35	木平	9	2,300	6,900																																																																																																																																																																																		
	S35	木平	10	1,900	5,600																																																																																																																																																																																		
	S36	木平	13	2,200	6,400																																																																																																																																																																																		
	S37	木平	10	2,900	8,500																																																																																																																																																																																		
	S37	木平	8	2,500	7,400																																																																																																																																																																																		
	S38	簡耐平	10	2,800	8,200																																																																																																																																																																																		
S38	簡耐平	10	2,900	8,600																																																																																																																																																																																			
坂本団地	S34	木平	10	1,700	5,100																																																																																																																																																																																		
向ヶ丘団地	S37	中耐3	18	6,800	18,800																																																																																																																																																																																		
日野ヶ丘団地	S39	簡耐2	12	6,700	12,200																																																																																																																																																																																		
	S39	簡耐平	18	2,800	8,300																																																																																																																																																																																		
	S40	簡耐2	18	6,800	12,700																																																																																																																																																																																		
	S40	簡耐平	8	3,000	8,800																																																																																																																																																																																		
	S41	簡耐平	10	3,200	9,300																																																																																																																																																																																		
	S41	簡耐平	8	3,200	9,300																																																																																																																																																																																		
S41	簡耐2	14	6,900	12,900																																																																																																																																																																																			
名称	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																																																																																																																																			
				最低	最高																																																																																																																																																																																		
田高団地	S41	木平	10	3,500	10,300																																																																																																																																																																																		
	S42	木平	3	3,600	10,600																																																																																																																																																																																		
津万井団地	S41	木平	5	3,400	10,100																																																																																																																																																																																		
	S42	木平	7	3,600	10,400																																																																																																																																																																																		
前坂南山団地	S55	簡耐2	15	11,600	33,600																																																																																																																																																																																		
黒田団地	H14	高層6	32	19,700	76,700																																																																																																																																																																																		
名称	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																																																																																																																																			
				最低	最高																																																																																																																																																																																		
黒田団地	H14	高層6	4	63,500	80,600																																																																																																																																																																																		

		現				況	
項 目		西 脇 市				黒 田 庄 町	
	名称	建設年度	構造	戸数	家賃		
					最低	最高	
	日野ヶ丘団地	S 4 2	簡耐2	1 6	7,100	12,400	
		S 4 3	簡耐平	1 8	3,500	10,100	
		S 4 3	簡耐平	2 0	3,500	10,100	
		S 4 4	簡耐平	1 4	3,900	11,500	
		S 4 5	簡耐2	3 2	8,000	15,000	
		S 4 6	簡耐2	2 4	8,200	16,400	
		S 4 6	簡耐平	8	4,300	12,600	
		S 4 7	簡耐2	1 8	8,300	18,200	
	S 4 8	簡耐2	2 4	8,500	19,000		
	上戸田団地	S 4 7	中耐3	3 0	10,700	23,200	
	高嶋団地	S 5 2	簡耐2	6	11,300	27,100	
	野村団地	S 5 3	中耐3	1 8	16,500	43,200	
	大野団地	S 5 4	簡耐2	6	12,700	31,100	
		S 5 5	中耐3	2 4	15,400	40,300	
		H 2	中耐3	1 8	19,100	53,900	
		H 3	中耐3	1 2	19,900	53,500	
		H 4	中耐3	1 8	20,100	58,000	
	上野団地	S 5 7	中耐3	1 8	18,500	47,400	
	殿ヶ丘団地	S 5 9	中耐3	1 8	19,200	49,300	
	中畑団地	S 6 3	木2	8	16,500	48,100	
		H元	木2	2	16,500	48,100	
	下戸田団地	H 5	中耐5	4 0	20,400	69,100	
		H 9	高層6	4 0	22,100	72,800	
	合計			6 9 9			

(平成16年4月1日現在)

項 目	現 況									
	西 脇 市	黒 田 庄 町								
住宅マスタープラン及び 公営住宅ストック総合活用計画	<p>【名称】西脇市公営住宅ストック総合活用計画 【策定】平成12年度 【期間】平成13年度～平成22年度 【目的】市営住宅の老朽化への対応 少子高齢化への対応 的確な市営住宅の供給</p>	<p>【名称】黒田庄町住宅マスタープラン 元気住まいるプラン 【策定】平成10年度 【期間】平成11年度～平成22年度 【目的】地方定住促進に資する住宅供給 福祉施策と連携した住宅対策の促進 まちづくりに配慮した住宅地開発の誘導</p>								
<p>都市計画区域 （一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域） 市街化区域 （既に市街地を形成している区域。概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域） 市街化調整区域 （原則として市街化を抑制する区域）</p>	<p>【現況】 東播都市計画区域 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、稲美町、播磨町、社町、滝野町の7市4町からなる広域都市計画区域で、兵庫県が決定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>西 脇 市 域</td> <td>9,644ha</td> </tr> <tr> <td>都 市 計 画 区 域</td> <td>7,804ha</td> </tr> <tr> <td>市 街 化 区 域</td> <td>608ha</td> </tr> <tr> <td>市 街 化 調 整 区 域</td> <td>7,196ha</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（平成16年4月1日現在）</p> <p>【計画決定年月日】 昭和46年3月16日</p>	西 脇 市 域	9,644ha	都 市 計 画 区 域	7,804ha	市 街 化 区 域	608ha	市 街 化 調 整 区 域	7,196ha	<p>【現況】 都市計画区域外</p>
西 脇 市 域	9,644ha									
都 市 計 画 区 域	7,804ha									
市 街 化 区 域	608ha									
市 街 化 調 整 区 域	7,196ha									

項 目	現 況																					
	西 脇 市	黒 田 庄 町																				
用途地域	<p>【現 況】</p> <table border="1"> <tr> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>9.2ha</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層住居専用区域</td> <td>5.5ha</td> </tr> <tr> <td>第2種中高層住居専用区域</td> <td>9.7ha</td> </tr> <tr> <td>第1種住居区域</td> <td>7.0ha</td> </tr> <tr> <td>第2種住居区域</td> <td>3.0ha</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>2.1ha</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>7ha</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>21.1ha</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>1.5ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>60.8ha</td> </tr> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	第1種低層住居専用地域	9.2ha	第1種中高層住居専用区域	5.5ha	第2種中高層住居専用区域	9.7ha	第1種住居区域	7.0ha	第2種住居区域	3.0ha	近隣商業地域	2.1ha	商業地域	7ha	準工業地域	21.1ha	工業地域	1.5ha	計	60.8ha	<p>【現 況】</p> <p>用途地域指定なし</p>
第1種低層住居専用地域	9.2ha																					
第1種中高層住居専用区域	5.5ha																					
第2種中高層住居専用区域	9.7ha																					
第1種住居区域	7.0ha																					
第2種住居区域	3.0ha																					
近隣商業地域	2.1ha																					
商業地域	7ha																					
準工業地域	21.1ha																					
工業地域	1.5ha																					
計	60.8ha																					
都市計画道路、公園等	<p>都市計画道路 16路線</p> <p>都市公園 21ヶ所</p> <p>緑 地 3ヶ所</p> <p>土地区画整理事業 高田井土地区画整理事業 野村グリーンヒル土地区画整理事業</p>	<p>都市計画道路 -</p> <p>都市公園 -</p> <p>土地区画整理事業 -</p>																				
緑の基本計画	<p>【名 称】 西脇市緑の基本計画</p> <p>【内 容】 都市緑地法第2条の2に基づき、緑地の適正な保全及び緑化推進に関する措置として、主に都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための基本計画を定める。</p> <p>【策定年月日】 平成12年6月</p>	<p>【名 称】 -</p> <p>【内 容】 -</p> <p>【策定年月日】 -</p>																				

公営住宅関係参考資料

1 住宅マスタープランとは

住宅マスタープランとは、都道府県や市町村が、その行政区域内での住宅政策に関する基本的な考え方を「総合的」「体系的」に整理し、実際の住宅施策展開の拠り所とするもので、行政と市民・事業者との連携により達成すべき「目標」や「施策」を定めた計画です。

2 公営住宅ストック総合活用計画とは

公営住宅ストック総合活用計画とは、既設公営住宅ストックの効率的な有効活用を前提に建て替え、改善などの各種整備内容、維持管理について定めるもので、この計画を定めなければ国・県等の支援を受けられない。

公営住宅関係法令

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（家賃の決定）

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第1項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第1項の規程にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

（入居者の選考等）

第25条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該住宅の入居者を決定しなければならない。

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）

（家賃の算定方法）

第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価表示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）を70平方メートルで除した数値

公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該住宅に係るもの

事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.7以上1以下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	123,000円以下の場合	123,000円を超え153,000円以下の場合	153,000円を超え178,000円以下の場合	178,000円を超え200,000円以下の場合	200,000円を超え238,000円以下の場合	238,000円を超え268,000円以下の場合	268,000円を超え322,000円以下の場合	322,000円を超える場合
額	37,100円	45,000円	53,200円	61,400円	70,900円	81,400円	94,100円	107,700円

（近傍同種の住宅の家賃の算定方法）

第3条 法第16条第2項の規定による近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の複成価格（当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額として国土交通省令で定める方法で算出した価格及びその敷地の時価をいう。第12条第1項において同じ。）に国土交通大臣が定める1年当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための国土交通省令で定める方法で算出した引当金並びに公課の合計を12で除した額とする。

2 前項の償却額は、近傍同種の住宅の建設に要した費用の額から国土交通省令で定める方法で算出した残存価格を控除した額を次の表の上欄各項に定める住宅の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める期間で除した額とする。

住宅	耐火構造の住宅	準耐火構造の住宅	木造の住宅（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を除く。以下この条及び第12条第1項において同じ。）
期間	70年	45年	30年

3 第1項の修繕費及び管理事務費は、次の表の上欄各項に定める住宅について国土交通省令で定める方法で算出した推定再建築費の額に、修繕費にあつては中欄各項に定める率を、管理事務費にあつては下欄各項に定める率をそれぞれ乗じた年額とする。

住 宅	耐火構造の住宅	準耐火構造の住宅	木造の住宅
修繕費の率	1.2 / 100	1.5 / 100	2.2 / 100
管理事務費の率	0.15 / 100	0.2 / 100	0.31 / 100

4 第1項の損害保険料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2の規定により、事業主体である地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算出した額の範囲内で定める年額とする。

（入居者の選考基準）

第7条 法第25条第1項の規定による入居者の選考は、条例で定めるところにより、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。

住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

前各項に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

公営住宅関係先進事例

市町村名	調 整 の 方 針
加東市 （予定）	1 公営住宅については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、家賃については、合併後速やかに調整する。 2 入居者の募集方法、選定方法については、合併後速やかに調整する。
洲本五色市 （予定）	住宅使用料の算定基礎については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
鹿島市・太良町 （予定）	公営住宅整備事業は、快適な生活環境都市建設の一環として定住化促進や社会福祉増進等に資するため、需要と供給のバランスを考慮し、計画的な整備を促進する。 (1) 鹿島市と太良町の公営住宅は、現行のとおりと新市へ引き継ぐ。 (2) 合併後の鹿島地区の住宅使用料は、現行のとおりとし、太良地区の住宅使用料は、現行の鹿島市の算定基準を基本に調整する。 (3) 公営住宅への入居選考方法は、現行の太良町の選考要領を基本に「公開抽選方式」とし、合併時まで調整し統合する。 (4) 継続中の公営住宅整備事業は、新市へ引き継ぎ、新たな公営住宅整備事業は、現行の鹿島市と太良町の整備計画を踏まえ、新市において「住宅マスタープラン」を策定し、計画的に整備する。

都市計画関係参考資料

1 都市計画マスタープランとは

平成4年の都市計画法の改正により、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる都市計画マスタープラン）が創設されました。

この都市計画マスタープランは、産業、社会構造の急速な変化、そして、少子高齢化や人々の価値観・生活様式の多様化など社会の大きな流れに対応して、「まち」をゆとりと豊かさが真に実感できる場として整備し、快適で望ましい将来都市像に向けたまちづくりを進めるために、市町村の総合計画や都道府県が定める整備・開発又は保全の方針に即して、住民との合意形成を図りながら都市整備の目標を明らかにするものです。

2 緑の基本計画とは

都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを緑の基本計画といいます。

この計画は、市町村が緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、緑化の目標とそれを実現するための施策等を盛り込んだ計画です。

策定にあたっては、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、そのまちの緑全般についての将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民や企業と協働で創りあげていくものです。

都市計画関係法令

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市計画の基本理念）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

（都市計画区域）

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

都市計画の目標

次条第1項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）

（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）

第2条の2 市町村は、都市における緑地（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。以下同じ。）の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

都市計画関係先進事例

市町村名	調整の方針
加東市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整する。 2 現在施工中の事業並びに都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 3 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定する。
洲本五色市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。 2 都市計画の用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。 3 都市公園占用料については、現行のとおりとする。
朝来市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 5 都市計画に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 和田山都市計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 新たな都市計画の決定については、新市において検討する。 (2) 事業費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 都市計画マスタープランについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 都市計画審議会については、合併後速やかに再編する。

協議第39号

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）については、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）

上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。

給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-17 各種事業(上下水道事業)の取扱い その1	関係項目	専門部会名 上下水道部会 上水道事業
調整内容	上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。 給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。		

現 況				調整方針	
西 脇 市		黒 田 庄 町			
1 上水道事業 (1) 施設及び業務の概況				上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。	
施 設	項 目	単 位	平成14年度		
	施 設	行政区域内人口	人		38,373
		計画給水人口	人		37,980
		年度末給水人口	人		35,649
	水 源	種 類			地下水
		取水能力	m ³ /日		15,200
	管 延 長	導水管	km		3.61
		送水管	km		4.93
		配水管	km		212.40
	浄水場	ヶ所	1		
配水池	ヶ所	11			
業 務	配水能力	m ³ /日	15,200		
	年間総配水量	km ³	4,637		
	1日平均配水量	m ³	12,704		
	年間給水量	km ³	3,946.52		
	1日平均給水量	m ³	10,812		
	有収率	%	85.1		
供給単価	円	169.76			
給水原価	円	161.62			
平成15年3月31日現在					
1 上水道事業 (1) 施設及び業務の概況					
施 設	項 目	単 位	平成14年度		
	施 設	行政区域内人口	人	7,887	
		計画給水人口	人	8,500	
		年度末給水人口	人	7,753	
	水 源	種 類		地下水	
		取水能力	m ³ /日	4,500	
	管 延 長	導水管	km	0.177	
		送水管	km	2.21	
		配水管	km	69.716	
	浄水場	ヶ所	2		
配水池	ヶ所	3			
業 務	配水能力	m ³ /日	4,500		
	年間総配水量	km ³	823		
	1日平均配水量	m ³	2,255		
	年間給水量	km ³	760		
	1日平均給水量	m ³	2,082		
	有収率	%	88.3		
供給単価	円	227.30			
給水原価	円	226.82			
平成15年3月31日現在					

現 況		調整方針																																																																		
西 脇 市	黒 田 庄 町																																																																			
(2) 給水区域 西脇、下戸田、上野、上戸田、津万、嶋、大垣内、寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野、小坂町、郷瀬町、富田町、日野町、富吉南町、富吉上町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町、野村町、野村町茜が丘、和布町、高松町、板波町、平野町、谷町、和田町、高田井町、比延町、上比延町、中畑町、住吉町、鹿野町、塚口町、高嶋町、堀町																																																																				
(2) 給水区域 喜多、大門、津万井、福地、岡、門柳、大伏、西澤、石原、田高、船町、小苗、黒田、前坂																																																																				
2 簡易水道事業 (1) 施設及び業務の概況 <table border="1" data-bbox="147 630 929 1268"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>単 位</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施</td> <td>行政区域内人口</td> <td>人</td> <td>38,373</td> </tr> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>人</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>年度末給水人口</td> <td>人</td> <td>2,272</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水</td> <td>種 類</td> <td></td> <td>地下水</td> </tr> <tr> <td>取 水 能 力</td> <td>m³/日</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設</td> <td>導 水 管</td> <td>km</td> <td>1.63</td> </tr> <tr> <td>送 水 管</td> <td>km</td> <td>1.38</td> </tr> <tr> <td>配 水 管</td> <td>km</td> <td>22.52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浄 水 場</td> <td>ヶ所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配 水 池</td> <td>ヶ所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">業</td> <td>配 水 能 力</td> <td>m³/日</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>km³</td> <td>244.23</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量</td> <td>m³</td> <td>669.1</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>km³</td> <td>242.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">務</td> <td>1日平均給水量</td> <td>m³</td> <td>665.1</td> </tr> <tr> <td>有 収 率</td> <td>%</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>供 給 単 価</td> <td>円</td> <td>163.00</td> </tr> <tr> <td>給 水 原 価</td> <td>円</td> <td>149.37</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年3月31日現在</p>		項	目	単 位	平成14年度	施	行政区域内人口	人	38,373	計画給水人口	人	2,700	年度末給水人口	人	2,272	水	種 類		地下水	取 水 能 力	m ³ /日	580	設	導 水 管	km	1.63	送 水 管	km	1.38	配 水 管	km	22.52		浄 水 場	ヶ所	1		配 水 池	ヶ所	2	業	配 水 能 力	m ³ /日	580	年間総配水量	km ³	244.23	1日平均配水量	m ³	669.1	年間給水量	km ³	242.77	務	1日平均給水量	m ³	665.1	有 収 率	%	99.4	供 給 単 価	円	163.00	給 水 原 価	円	149.37	2 簡易水道事業 簡易水道施設なし	簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
項	目	単 位	平成14年度																																																																	
施	行政区域内人口	人	38,373																																																																	
	計画給水人口	人	2,700																																																																	
	年度末給水人口	人	2,272																																																																	
水	種 類		地下水																																																																	
	取 水 能 力	m ³ /日	580																																																																	
設	導 水 管	km	1.63																																																																	
	送 水 管	km	1.38																																																																	
	配 水 管	km	22.52																																																																	
	浄 水 場	ヶ所	1																																																																	
	配 水 池	ヶ所	2																																																																	
業	配 水 能 力	m ³ /日	580																																																																	
	年間総配水量	km ³	244.23																																																																	
	1日平均配水量	m ³	669.1																																																																	
	年間給水量	km ³	242.77																																																																	
務	1日平均給水量	m ³	665.1																																																																	
	有 収 率	%	99.4																																																																	
	供 給 単 価	円	163.00																																																																	
	給 水 原 価	円	149.37																																																																	
(2) 給水区域 落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町、八坂町																																																																				

現 況		調整方針																															
西 脇 市	黒 田 庄 町																																
5 加入分担金		給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>4,900,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>8,700,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p>	メーターの口径		金 額	13mm	60,000円	20mm	100,000円	25mm	250,000円	40mm	800,000円	50mm	1,700,000円	75mm	4,900,000円	100mm	8,700,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>950,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,200,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm以上</td> <td>そのつど町長が定める</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p>	メーターの口径	金 額	13mm	45,000円	20mm	130,000円	25mm	200,000円	40mm	600,000円	50mm	950,000円	75mm	2,200,000円	100mm以上
メーターの口径	金 額																																
13mm	60,000円																																
20mm	100,000円																																
25mm	250,000円																																
40mm	800,000円																																
50mm	1,700,000円																																
75mm	4,900,000円																																
100mm	8,700,000円																																
メーターの口径	金 額																																
13mm	45,000円																																
20mm	130,000円																																
25mm	200,000円																																
40mm	600,000円																																
50mm	950,000円																																
75mm	2,200,000円																																
100mm以上	そのつど町長が定める																																
6 検針及び料金徴収		検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。																															
<p>(1) 検 針 隔月(奇数月に行う地区と偶数月に行う地区とに分けて実施)</p> <p>(2) 納付書発行日 隔月 1日</p> <p>(3) 納 期 限 隔月 月末</p> <p>(4) 口座振替 隔月 15日</p>	<p>(1) 検 針 毎月</p> <p>(2) 納付書発行日 毎月 9日</p> <p>(3) 納 期 限 毎月 21日</p> <p>(4) 口座振替 毎月 19日</p>																																

先進事例

市町村名	合併関係市町村	調整の方針
篠山市	今田町 篠山町 西紀町 丹南町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道事業会計は統一を図り、使用料については篠山町の例による。 2. 水道給水区域については、現行のとおりとする。 3. 水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。 4. 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。
養父市	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 簡易水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 3. 加入金については、八鹿町の例による。 4. 使用料については、新市に移行後、5年を目途に随時調整する。
朝来市 (予定)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 量水器の取扱いについては、合併時に和田山町、山東町、朝来町の制度に統合する。 2. 上水道、簡易水道の水道使用料については、和田山町の制度を基に口径別料金制、段階別従量制を採用し、合併時に次のとおり統一する。ただし、水道事業の健全な運営を図るため、合併後3年目から順次水道料金の見直しを行う。 3. 給水加入金については、合併時に和田山町の制度に統合する。 4. 検針時期及び料金請求月については、合併時から毎月検針、翌月請求とし、漏水の早期発見に努める。検針日については合併時まで調整する。
加東市 (予定)	社町 滝野町 東条町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水区域及び事業計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新たに事業認可を受ける。 2. 上水道事業会計については、合併時に統合する。 3. 料金体系については、合併時に従量制の新しい料金体系を構築する。 休止料金は廃止し、開栓手数料は徴収するがメーター使用料は徴収しない。 料金等の減免及び軽減規定については、統一する。 検針については、2ヵ月毎とし、納付書の発効日は15日、納期限は月末とする。 4. 加入分担金及び工事負担金については、合併時に統一する。ただし、工事負担金のうち水源開発負担金については、合併時に廃止する。

協議第40号

各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（社会福祉協議会）の取扱い
<p>社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。</p> <p>社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-21 各種事業(社会福祉協議会)の取扱い	関係項目	社会福祉協議会
調整内容	社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。		

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
各市町にそれぞれ社会福祉協議会があり、委託及び補助している事業等について差異がある。	合併時に統合できるよう調整する。	社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。

		現 況	
項 目		西 脇 市	黒 田 庄 町
名 称		社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会	社会福祉法人 黒田庄町社会福祉協議会
所 在 地		西脇市和布町277番地の1 (西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内)	黒田庄町前坂2140番地 (黒田庄町地域福祉コミュニティ創造センター内)
役 員		理事16名、監事2名	理事10名、監事2名
評 議 員		40名	22名
設 立 年 月 日		昭和46年3月15日(認可 昭和46年3月15日)	昭和54年5月16日(認可 昭和54年3月10日)
【市町委託事業】		障害者移動支援事業	福祉タクシー券発行事業(障害者)
		高齢者移動支援事業	福祉タクシー券発行事業(高齢者)
		電動ベツレンタルサービス事業	福祉送迎車運行事業
		障害児ふれあい事業	給食サービス事業
		訪問理髪サービス事業	軽度生活援助事業
		地域ふれあいいきいきサロン運営事業	生きがい活動通所支援事業
		高齢者住宅改造助成事業	福祉センター管理運営事業
		家族介護者支援事業	
		手話奉仕員派遣事業	
		高齢者外出支援事業	
		声の広報発行事業	
		総合福祉センター管理事業	
【県社協委託事業】		民生委員互助事業	民生委員互助事業
		福祉サービス利用援助事業	福祉サービス利用援助事業
		まちの子育てひろば事業	まちの子育てひろば事業
		生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業
		離職者支援資金貸付事業	離職者支援資金貸付事業
【市町補助事業】		事務局運営費	一般事務費補助金
		専門員設置費	福祉活動専門員設置費
		社会福祉事業	精神障害者居宅介護事業
		福祉団体育成事業	ふれあい郵便事業(福祉基金運用益)
		地域福祉活動事業	市町ボランティア活動支援事業
		ひとり暮らし高齢者会食サービス事業	
		給食サービス事業	

現		況
項	西 脇 市	黒 田 庄 町
	福祉サービス利用援助事業	
	市町ボランティア活動支援事業	
	ボランティアセンター職員設置費	
	ボランティアセンター活動推進事業	
	社協マイクロバス運行管理事業	
【県社協補助事業】	ボランティア災害共済運営事業	ボランティア災害共済運営事業
【国庫補助事業】		ふれあいのまちづくり事業
【独自事業】	西脇市福祉資金貸付事業	黒田庄町社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業
	心配ごと相談事業	心配ごと福祉相談事業
	福祉機器貸出事業	福祉機器貸出事業
	ふれあいいいきサロン運営事業	福祉サービス利用者評価支援事業
	友愛訪問事業	介護用品のあっせん
	福祉施設助成事業	理髪サービス券発行事業
	ボランティアのつどい	福祉バスの運行管理
	慶祝訪問事業	
【介護保険事業】		訪問介護事業
		訪問入浴介護事業
【支援費居宅介護等事業】		支援費居宅介護事業（身障、知的、児童）
【その他】	西脇市善意銀行の運営	黒田庄町善意銀行の運営
	西脇市共同募金委員会（共同募金活動への協力）	黒田庄町共同募金委員会（共同募金活動への協力）
		団体活動支援

関係法令

地方自治法

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

市町村の合併の特例に関する法律

第16条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

社会福祉法

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

先進事例

新市名	調整の内容
篠山市	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整する。 2 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。
東かがわ市	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合を含めて調整に努める。 2 事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。
丹波市 (予定)	社会福祉協議会については、事務所の貸付等現行の条件で新市に引き継ぐ。
洲本五色市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき新市発足までに統合できるよう調整に努める。 2 事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、新市発足までに調整する。
朝来市 (予定)	社会福祉協議会への委託事業及び補助事業については、地域福祉の推進に向け住民が安心して暮らせるよう詳細な協議を行い、合併時までに調整する。
加東市 (予定)	<p>3町の社会福祉協議会については、新市発足に合わせて統合できるよう調整する。</p> <p>新市から社会福祉協議会への事業委託及び補助については、協議会の事情を尊重し、合併時に調整する。</p>

事前提案事項

協議第41号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 1 ~ P 9
協議第42号	各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。）の取扱いについて	P 1 0 ~ P 1 9
協議第43号	各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて	P 2 0 ~ P 2 3
協議第44号	各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて	P 2 4 ~ P 3 1
協議第45号	各種事業（学校教育事業）の取扱いについて	P 3 2 ~ P 4 4
協議第46号	各種事業（文化振興事業）の取扱いについて	P 4 5 ~ P 5 0

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。

支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画部会
協定項目	12 事務組織及び機構の取扱い	関係項目	組織及び機構	
調整内容	<p>新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。</p> <p>支所（黒田庄地域総合事務所）については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p>			

現 況		備 考
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>市長部局 まちづくり推進室、企画総務部（6課）、福祉生活部（6課）、建設経済部（7課）、上下水道部（3課） 会計課、病院</p> <p>その他の執行機関 教育委員会</p> <p>監査公平委員会</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会</p> <p>固定資産評価審査委員会</p>	<p>町長部局 総務課、企画振興課、税務課、住民課、保健福祉課、産業課、土木課、企業課</p> <p>その他の執行機関 教育委員会</p> <p>監査公平委員会</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会</p> <p>固定資産評価審査委員会</p>	

新市の行政組織について

新市における組織・機構の整備方針

新市の組織及び機構は、本庁及び支所（支所の名称は「黒田庄地域総合事務所」と称する。）の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。

総括方針

- ア 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない組織・機構
- イ 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構
- ウ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構
- エ 簡素で効率的な組織・機構
- オ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- カ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構
- キ 緊急時に即応できる組織・機構

個別整備方針

- ア 新市の組織は本庁と黒田庄地域総合事務所とし、合併時においては両市町の現有庁舎を有効活用する。
- イ 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整・管理事務に係る事務を所掌する。
- ウ 本庁は、部課制を採用する。
- エ 黒田庄地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。
- オ 黒田庄地域総合事務所は、課制を採用する。
- カ 黒田庄地域総合事務所の業務等
所管する地域振興施策の企画立案及び調整、住民サービスにかかわる直接的事務の執行、住民の地域活動の支援、市の施策及び事業に関する調整及び推進
- キ 黒田庄地域総合事務所の所管事務（骨格案であり今後変更もあり得る。）
地域振興、公金の収納、社会福祉、介護保険、戸籍、住民基本台帳その他の窓口、国保、老人医療及び福祉医療、保健衛生、道路、橋りょう及び河川
その他の土木、農林業、農林土木、商工業、労働及び観光、下水道、農業集落排水、上水道

先進事例

新市町村名	調 整 の 方 針
篠山市	<p>新市の組織及び機構については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p>
西東京市	<p>新市の組織・機構は、当面庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。 平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。</p> <p>【新市における組織・機構の整備方針】 地方分権時代における各行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 簡素で効率的な組織・機構</p>
周南市	<p>新市における組織及び機構の調整方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。</p> <p>【総括方針】 次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。 (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分配慮した組織機構 (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構 (4) 簡素で効率的な組織機構 (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構 (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構 (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構</p> <p>【個別整備方針】 (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。 (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。 (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。</p>

	<p>(4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。</p> <p>(5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。 地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。</p>
宗 像 市	<p>新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。</p> <p>1 合併時における組織は、本庁、支所及び赤間出張所とし、合併までにその機能を調整する。</p> <p>2 合併後2年以内に出張所等を設置した上で、支所を廃止する。</p> <p>【新市における組織・機構の整備方針】 市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織・機構 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p>
養 父 市	<p>新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <p>1. 行政組織機構整備基本方針 新市の行政組織及び機構は、本庁及び地域局の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない機構・組織 市民が利用しやすいわかりやすい機構・組織 簡素で効率的な機構・組織 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる機構・組織 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織 新たな行政課題に速やかに対応できる機構・組織 事務の効率化、住民の利便性を図るため電子行政の推進</p> <p>2. 地域局については、合併前の町域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務等と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。</p>
朝 来 市 (予 定)	<p>新市の組織及び機構は、次の方針により整備する。</p> <p><総括方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ・ 市民が親しみやすく利用しやすい組織・機構 ・ 分権型社会に対応可能な組織・機構 ・ 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構 ・ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 ・ 簡素で効率的な組織・機構 ・ 新たな行政課題に即応できる組織・機構 ・ 緊急時に即応できる組織・機構

<個別整備方針>

- (1) 新市の組織は本庁と支所（支所の名称は「庁舎」と称する。）で構成する。
- (2) 本庁は市全体の総合的な事務を行い、旧町区域における直接的な事務を行う各支所と調整を図りながら市の健全な発展を推進する。
- (3) 当分の間、本庁には本庁所在の旧町を所管する支所機能を包含させることとし、新庁舎建設時に改めて当該支所機能とそのあり方について検討する。
- (4) 新庁舎建設までの間は、分離しても効率性と行政サービスが特に低下しない部門については、一時的な分庁舎方式を取り入れ、現有施設の有効利用を図る。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

（第2項～第13項省略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（第16項及び第17項省略）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

(委員会、委員及び付属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(都道府県の局部・分課及び市町村の部課)

第158条 (第1項～第6項省略)

7 市町村長は、その権限の属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

(支庁及び地方事務所等の長)

第175条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以ってこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

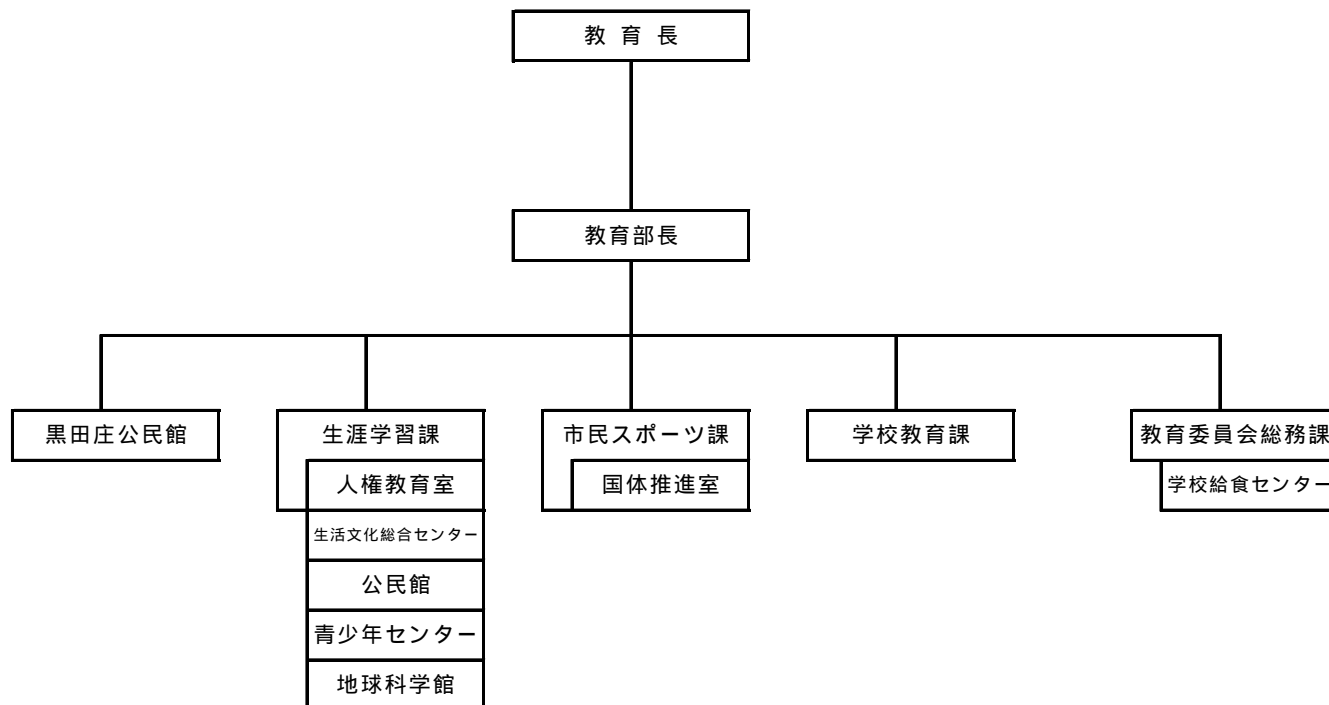
行政実例

本法(地方自治法)において支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものであって、土木、勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。(昭和22年5月29日)

本条(第155条)第1項に規定する支所とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、その設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せずして支所とする場合等であり、したがってその組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするものである。(昭和23年11月20日)

支所は市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するのに対し、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向がなくてもすむ程度の簡易な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長という観念である。(昭和33年2月26日)

[教育委員会]



各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについて

各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱い

隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。

人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。

人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。

人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。

人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。

男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会、教育部会
協定項目	22-7 各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。））の取扱い	関係項目	人権、社会同和教育、男女共同参画
調整内容	<p>隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。</p> <p>人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。</p> <p>人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。</p> <p>男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
隣保館事業は事業内容に差異がある。	現行のとおりとする。	隣保館事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、各館の実情に応じて実施する。
人権推進協議会は西脇市のみにある。	合併後に調整する。	人権推進協議会については、新市において再編に向け調整する。
人権教育協議会は西脇市のみにある。	合併後に調整する。	人権教育協議会については、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。
人権教育推進員・委員は西脇市のみにある。	合併後に調整する。	人権教育推進員・委員については、現行のまま新市に引き継ぎ、これまでの両市町の取組の経緯等を踏まえ、新市において調整する。
人権啓発は事業内容に差異がある。	合併後に再編する。	人権啓発事業については、新市において効率的・効果的な啓発を検討し、再編する。
男女共同参画基本プランは西脇市でのみ策定されている。	合併後に再編する。	男女共同参画基本プランについては、新市において見直す。ただし、見直し完了までの間は、西脇市の男女共同参画基本プランにより事業推進を行う。

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
隣保館事業	<p>1 名称 大野隣保館、芳田の里ふれあい館、上野会館</p> <p>2 事業内容 相談事業（生活・健康・教育・人権等）</p> <p>福祉事業 ・ひとり暮らし老人の食事会等の実施 ・高齢者の憩いの場の提供 ・各サークル活動の支援</p> <p>啓発及び広報活動事業 ・人権教育講演会の実施 ・解放文化祭等の実施 ・交流バスツアーの実施（年2回） ・隣保館だよりの配布（毎月各戸配布）</p> <p>文化創造事業 ・各種教養講座の実施（生花・舞踊・着付け・料理・手編み・茶道・パッチワーク・パソコン・園芸） ・夏休み子ども教室（絵画・書き方・工作・押し花）</p> <p>その他事業 ・他地域、団体との交流</p>	<p>1 名称 黒田庄町立隣保館</p> <p>2 事業内容 相談事業（生活・健康・教育・人権等）</p> <p>福祉事業 ・高齢者交流事業 ・高齢者の憩いの場の提供 ・各サークル活動の支援</p> <p>啓発及び広報活動事業 ・隣保館人権教育講座（講演会含む。） ・セミナーの開催 ・人権郷土資料館の展示コーナー「ゆくつち」の活用 ・他地域への啓発指導（交流の講和等） ・広報を年5回発行</p> <p>文化創造事業 ・住民交流事業（隣保館ふれあいまつり、隣保館ゲートボール大会、グランドゴルフ） ・隣保館講座（生花・成人書道・舞踊・着付け・子ども習字・フラワーアレンジメント・七宝・紙工芸・3B体操・手芸・三田音頭） ・サークル活動識字学級</p> <p>その他事業 ・他地域、団体との交流</p>
人権推進協議会	<p>1 目的 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について協議し、人権尊重のまちづくりに資する人権教育及び人権啓発に係る施策を円滑に実施するため。</p>	なし

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
	<p>定例推進員研修 地区人教ごとに概ね月に1回開催し、地域の実態に即した研修などを行う。</p> <p>その他 各専門部会の研修、市内の地区人教同士の交流学习会、市外の先進地等への交流学习を実施する。</p>	
人権教育推進員・委員	<p>【人権教育推進員】</p> <p>1 目的 人権教育を全市民のものとし、各町及び自治会において人権教育の推進を図る。</p> <p>2 組織 各町の区長等の推薦を受け、町の規模に応じて1～3名を教育委員会が委嘱（16年度は122名）</p> <p>3 活動内容 地区人教定例研修会や指導者講座などに参加し、スキルアップを図ると共に、町別学習会の企画運営などにあたる。</p> <p>【人権教育推進委員】</p> <p>1 目的 人権教育を全市民のものとし、地域社会において積極的な人権教育の推進を図る。</p> <p>2 組織 地区人教会長等の推薦により、14名以内を教育委員会が委嘱（16年度は14名）</p> <p>3 活動内容 月1回程度の推進委員定例研修会などの研修会に参加し、スキルアップを図ると共に、地区人教定例研修会や町別学習会、市人教研究大会などでは、指導助言にあたる。</p>	平成13年度末をもって発展的に解消

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
人権啓発事業	<p>1 啓発事業 講演会等 毎年8月に「差別をなくそう市民運動月間講演会」を市内8地区で開催</p> <p>町別学習会 6月から2月にかけて、市内各町（自治会・町内会）で実施</p> <p>備品の購入 啓発に効果的なビデオ等</p> <p>啓発資料 『人として』を年2回発行、配布・・・・・・・・全戸 『ゆきちゃんからのメッセージ』を年1回発行、配布・・・・全戸 『人権作文集』を年1回発行、配布・・・・・・・・全児童・生徒 県作成資料の配布・・・・・・・・新成人</p> <p>2 人権啓発活動助成事業 なし</p>	<p>1 啓発事業 講演会等 ・ 毎年8月に「人権フェスティバル」を開催 ・ 毎年12月の人権週間に講演会や映画会を開催</p> <p>地区別学習会 なし</p> <p>備品の購入 啓発に効果的なビデオ等</p> <p>啓発資料 『いしずえ』を年1回発行、配布・・・・・・・・全戸</p> <p>県作成資料の配布・・・・・・・・新成人</p> <p>2 人権啓発活動助成事業 目的 人権意識の高揚と人権尊重の町づくりのために、地域及び団体が自主的に企画・運営し、人権啓発活動を実施するための活動費を助成する。</p> <p>助成額 一団体につき3万円以内とする。</p> <p>応募資格 次の要件を全て満たしている地域、団体が対象になる。 ・ 宗教または政治・営利活動を主たる目的とするものでないこと ・ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと</p> <p>助成の対象事業 人権意識の高揚と人権尊重の町づくりを目的とした、人権啓発活動事業に対して助成する。</p>

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
男女共同参画事業	<p>1 目的 「男女が性にとらわれず、社会のあらゆる分野に共に参画し、互いに人権を尊重し合いながら、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会の実現をめざす」ことを基本理念とし、市民と行政が協働して、男女共同参画を総合的に推進する。</p> <p>2 事業内容 平成12年度 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 平成13年6月 男女共同参画基本プラン策定委員会設置 平成14年3月 平成14年度から平成23年度を目標年度とする10箇年計画とし「市民と行政が協働して、男女共同参画を総合的に推進するため」西脇市男女共同参画基本プランを策定 平成15年10月 男女共同参画推進本部設置（本部長は市長、副本部長は助役・教育長、本部員は各部長） 平成15年12月 第1回男女共同参画推進本部幹事会開催（幹事長は教育部長、幹事は部総務課長を中心とする課長級で構成。具体的事項を検討） 実施計画の進捗状況の把握・男女共同参画率先行動計画（仮称）案を作成することを決定</p> <p>3 啓発 ・セミナーを年に5～6回開催 （市民の有志による企画運営委員会で企画・運営） ・男女共同参画に関するテーマで各種講演会・学習会・研修会等を実施 ・人権教育啓発資料に「意識啓発」に関する記事を掲載</p>	なし（人権啓発の一環として実施している。）

関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

（目的）

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 （省略）

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

先進事例

市町村名	合併関係市町村名	調整内容
篠山市	今田町、篠山町、西紀町、丹南町	同和対策の取扱いについては、合併時に調整する。
東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	<p>人権（同和）対策関係事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても次のとおり引き続き取り組むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宣言・決議、条例・規則の制定、基本的計画の策定、行政組織の設置、啓発・教育組織の設置、団体への加入については、新市において速やかに取り組む。 2 法律による事業及び個人給付の事業については、国及び県の基準により新市において統一して実施する。 3 人権問題に係る重要項目については、新市において速やかに計画を策定し、人権思想の高揚に努める。 4 公営住宅及び改良住宅の家賃は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、新市において随時調整を図る。
養父市	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	<ol style="list-style-type: none"> 1 4町の啓発・教育組織は、関係機関と協議し、できる限り統合するよう調整に努める。 2 みふね会館と福祉会館、各教育集会所は、それぞれの活動内容を考慮し、当分の間現行どおりとする。 3 人権教育・人権啓発の事業については、合併までに関係機関と協議し調整を図る。
加東市 (予定)	社町、滝野町、東条町	<ol style="list-style-type: none"> 1 隣保館事業については、住民の福祉向上と人権意識の育成を図るため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 各教育集会所については、地域住民の生活の向上と組織的教育活動を助長するため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 合併時に同種事業の統合を行い、合併後も人権教育・啓発を推進するため、人権・同和教育推進協議会を中心に学習会、研修会等を行う。 3 社会を明るくする運動については、関係団体等と調整し合併後も引き続き活動を行う。 4 合併後、新市の「男女共同参画プラン」を策定する。ただし、プランの策定完了までの間は、社町のプランにより事業進を行う。

協議第43号

各種事業（保健衛生事業）の取扱いについて

各種事業（保健衛生事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（保健衛生事業）の取扱い
し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。 環境審議会については、新市において新たに設置する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部
協定項目	22-8 各種事業（保健衛生事業）の取扱い	関係項目	し尿処理、墓地・火葬場、環境保全
調整内容	し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。 西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。 環境審議会については、新市において新たに設置する。		

事務事業名	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
し尿の収集運搬 1 し尿処理	〔収集体制〕 委託業者（西脇市住民サービス公社）による収集運搬 〔汲み取り料金：消費税及び地方消費税を含む。〕 ・18リットル（18リットル未満は18リットルとみなす）160円 ・料金は直接業者に支払う ・天災その他特別の理由があるときは減免措置有り	〔収集体制〕 許可業者（1社）による収集運搬 〔汲み取り料金：消費税及び地方消費税を含む〕 ・180リットルまでは1回につき1,366円とし、90リットルを増す毎に（90リットル未満は90リットルとみなす）683円 ＊10円未満四捨五入 ・料金は直接業者に支払う ・水害による料金の助成金交付制度有り	し尿処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
2 浄化槽汚泥処理	〔収集体制〕 許可業者（7社）による収集運搬 〔料 金〕 ・料金は直接業者に支払う	〔収集体制〕 許可業者（2社）による収集運搬 〔料 金〕 ・料金は直接業者に支払う	浄化槽汚泥処理については、現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
公営墓地事業	<p>〔名 称〕 西脇市高松霊園</p> <p>〔位 置〕 ・西脇市野村町字惣林1802番地の9 ・西脇市高松町字寺ノ垣内600番地の27</p> <p>〔全区画数〕 633区画（うち使用区画数559区画）</p> <p>〔使用料等〕 ・永代使用料 本市に住所を有する者 580,000円 本市に住所を有しない者 870,000円 ・維持管理料 20年分前納として 90,000円</p> <p>〔業務委託〕 西脇市住民サービス公社へ施設管理を委託</p>		西脇市高松霊園については、新市に引き継ぐ。
環境審議会	<p>〔名 称〕 西脇市環境審議会</p> <p>〔目 的〕 良好な環境を保全するため、次の事項を調査、審議する。 1 環境の保全及び創造に関する基本事項又は重要事項 2 環境基本計画に関する事項 3 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項</p> <p>〔組 織〕 1 審議会は、20人以内の委員で組織する。 2 委員は、学識経験者、住民代表その他適当と認める者のうちから市長が任命する。</p>	<p>〔名 称〕 黒田庄町さわやかなまちづくり審議会</p> <p>〔目 的〕 健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する基本的事項について、調査審議する。</p> <p>〔組 織〕 1 審議会は、12人以内の委員で組織する。 2 委員は、町議会議員、学識経験者、住民が組織する団体の代表者、事業者が組織する団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱する。</p>	環境審議会については、新市において新たに設置する。

先進事例

*関係分を抜粋

新市町村名	合併市町村名	合併の期日	調整の方針
朝来市 (新設合併)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	平成17年3月31日まで (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 粗大ごみの取り扱いについては、合併時までに朝来郡広域行政事務組合の制度を基に調整する。 ごみステーションの整備に対する補助については、合併時までに調整する。 生ごみ処理機購入補助については、合併時までに生野町の制度を基に調整する。 環境保全計画については、合併後概ね5年以内に策定する。 環境保全対策に関する条例については、合併後速やかに再編する。ただし、新たな条例制定までの間、和田山町、朝来町の条例については、暫定施行する。 審議会については、合併後速やかに再編する。
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> ごみ収集体制については、八鹿町の例による。 生ごみ処理容器購入補助については、廃止の方向で検討する。 公営墓地については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
加東市 (新設合併)	社町 滝野町 東条町	平成17年3月31日まで (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 廃棄物処理手数料については、当分の間現行のとおりとする。ただし、社町と東条町の可燃ごみ手数料については、合併時に統一する。 指定ごみ袋については、合併時に統一する。ただし滝野町については当分の間現行のとおりとする。 ごみ資源化(集団回収)の補助については、合併時に滝野町の例により統一する。 不法投棄ごみ防止については、滝野町の例により統一する。 し尿の収集及び処分並びに浄化槽汚泥の処分については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

各種事業（健康づくり事業）の取扱いについて

各種事業（健康づくり事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（健康づくり事業）の取扱い
<p>母子保健事業（訪問事業）については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>母子保健事業（相談事業、健診事業）の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。</p> <p>子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。</p> <p>予防接種事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業（集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業）については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業（個別健康教育・相談事業）については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-12 各種事業(健康づくり事業)の取扱い	関係項目	母子保健事業、老人保健事業、健康づくり事業
調整内容	<p>母子保健事業(訪問事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>母子保健事業(相談事業、健診事業)の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。</p> <p>子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。</p> <p>予防接種事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業(集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業)については、新市発足時に再編する。</p> <p>成人・老人保健事業(個別健康教育・相談事業)については、新市発足時に西脇市の例により統合する。</p> <p>健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。</p>		

		現 況		具体的調整方針
事務事業名		西 脇 市	黒 田 庄 町	
母子保健事業	訪問事業 妊産婦・新生児・乳幼児訪問	〔対象〕妊産婦、新生児(生後28日まで)、乳幼児 〔回数〕随時 〔内容〕家庭訪問による健康相談・指導、育児相談を実施	〔対象〕同左 〔回数〕同左 〔内容〕同左	訪問事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	相談事業 母子手帳交付時妊婦相談	〔対象〕母子手帳交付対象者(20~25人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕母子手帳交付時に、個別保健相談・指導 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕同左(1~2人/回) 〔回数〕3回/月 〔内容〕母子手帳交付時に、個別保健相談・指導、栄養指導 〔会場〕町保健センター	相談事業の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。
	6か月児乳児相談	〔対象〕6~7か月児とその保護者(15~20人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談) 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕同左(8~10人/回) 〔回数〕1回/2か月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談)、集団指導・交流 〔会場〕町保健センター	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
母 子 保 健 事 業	1歳児乳児相談	〔対象〕1歳～1歳1か月児とその保護者 (15～20人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健相談、栄養相談、歯科相談) 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕1歳～1歳2か月児とその保護者 (10～15人/回) 〔回数〕1回/3か月 〔内容〕身体計測、個別相談(保健指導、栄養相談)、 集団指導・交流 〔会場〕町保健センター	健診事業の対象、回数、会場については、西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。
	健診事業 3か月児健康診査	〔対象〕3か月児(約30人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕集団指導、問診、身体計測、姿勢発達チェック、内科健診、保健指導、栄養指導 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕3～4か月児(約10人/回) 〔回数〕1回/2か月 〔内容〕グループワーク、問診、身体計測、姿勢発達チェック、内科健診、事後指導 〔会場〕町保健センター	
	1歳6か月児健康診査	〔対象〕1歳6か月児(約30人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、保健指導、 栄養相談、心理相談 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕1歳7～9か月児(約15人/回) 〔回数〕1回/3か月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、栄養相談、 心理相談、事後指導 〔会場〕町保健センター	
	3歳児健康診査	〔対象〕3歳児(約30人/回) 〔回数〕1回/月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、保健指導、 尿検査、栄養相談、心理相談 〔会場〕市健康づくりセンター	〔対象〕3歳2～4か月児(約15人/回) 〔回数〕1回/3か月 〔内容〕身体計測、問診、内科健診、歯科健診、RDテスト と歯科相談・指導、保健指導、尿検査、栄養相談、 心理相談 〔会場〕町保健センター	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
子育て支援ネットワーク	事業実施に向け体制づくりを調整中	〔内 容〕黒田庄町エンゼルプランの実現に向け、施策の総合的、かつ、計画的な推進と具体的なアクションプランの企画を行うための推進体制 〔構成員〕生涯学習課、各保育園、各幼稚園、子育て学習センター、保健福祉課、保健センター、社会福祉協議会の各担当者、主任民生児童委員及び内容により各小中学校PTA会長 〔事 業〕講演会(3～5回)、保護者交流会(8回)等の実施		子育て支援ネットワークについては、新市に引き継ぐ。
予 防 接 種 事 業	ポリオ	〔対 象〕生後3～90か月未満 (60～70人/回、年間12回実施) 〔内 容〕5月、11月(市健康づくりセンターで集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 (60～70人/回、年間2回実施) 〔内 容〕5月、11月(町保健センターで集団接種) 〔徴収金〕同左	予防接種事業については、新市発足時に再編する。 《集団接種》 ・乳幼児集団予防接種は、西脇市の例により実施する。 ・児童生徒集団予防接種は、現行のとおり各学校で実施する。 《個別接種》 ・乳幼児個別予防接種は、西脇市の例により通年に実施し、指定医療機関は拡大できるように調整する。 ・高齢者個別予防接種は、現行のとおりとする。
	ツベルクリン・BCG	〔対 象〕生後3～48か月未満 (50～60人/回、年間6回実施) 〔内 容〕6月、12月(市健康づくりセンターで集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 (50～60人/回、年間1回実施) 〔内 容〕7月(町保健センターで集団接種) 〔徴収金〕同左	
	三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	〔対 象〕生後3～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕12月～3月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	
	麻疹	〔対 象〕生後12～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕9月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	
	風疹	〔対 象〕生後12～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕4月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	
	日本脳炎 = 1期 =	〔対 象〕生後36～90か月未満 〔内 容〕通年(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕5月～6月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕同左	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
	日本脳炎 = 2期・3期 =	〔対 象〕小学4年生・中学3年生 〔内 容〕5月～6月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕6月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕同左	
	二種混合 (ジフテリア・ 破傷風)	〔対 象〕小学6年生 〔内 容〕10月～11月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕なし	〔対 象〕同左 〔内 容〕2月(各学校毎に集団接種) 〔徴収金〕同左	
	インフルエンザ	〔対 象〕65歳以上の希望者 〔内 容〕10月中旬～1月(指定医療機関で個別接種) 〔徴収金〕300円(生活保護の方は無料)	〔対 象〕同左 〔内 容〕同左 〔徴収金〕同左	
成人・ 老人保 健	健康教育・相 談 集団健康教育 ・相談事業	〔名 称〕地区健康教室、健康教育支援、高齢者健康教室 〔対 象〕地区住民(7地区) 〔時 期〕各地区各事業1回/年 〔内 容〕生活習慣病予防に関する教育、相談 個別健康相談 集団健康教育(毎回テーマを決めて実施)	〔名 称〕ふれあい巡回相談 〔対 象〕地区住民(14地区) 〔時 期〕各地区6回/年 〔内 容〕健康チェック(尿検査、血圧測定) 個別健康相談 集団健康教育(毎回テーマを決めて実施)	集団健康教育・相談事業につ いては、新市発足時に再編す る。
	個別健康教育 ・相談事業	高脂血症健康教育 喫煙者健康教育 糖尿病健康教育	高脂血症健康教育 喫煙者健康教育	個別健康教育・相談事業につ いては、新市発足時に西脇市 の例により統合する。
	健康診査事業 基本健診 (町ぐるみ健診)	〔対 象〕30歳以上 〔時 期〕・8～9月(9日間・6会場) ・休日健診：11月の日曜日(1日) 〔内 容〕身体計測、尿検査、血圧測定、問診、貧血検査、 生化学検査、眼底・心電図検査(選択) 〔徴収金〕1,300円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕・4月(4日間・1会場) ・休日健診：11月の日曜日(1日) 〔内 容〕同左 〔徴収金〕同左 (同左)	健康診査事業については、新 市発足時に再編する。 《実施時期等(案)》 (町ぐるみ健診) 8～9月に現行の日数、場 所で実施する。 (休日健診) 11月に2日間、1会場で 実施する。

		現 況		具体的調整方針
事務事業名	西 脇 市	黒 田 庄 町		
成人・老人保健	胃がん検診	〔対 象〕35歳以上 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕1,200円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕同左 〔徴収金〕1,000円 (同左)	(肝炎ウイルス検診二次検診) 10月～1月に指定医療機関での個別検診とする。 (骨粗しょう症検診) 町ぐるみ健診・休日健診と同時実施とする。 (乳がん検診) 6月～3月まで指定医療機関での個別検診とする。 (子宮がん検診) 6月～3月まで指定医療機関での個別検診とする。
	大腸がん検診	〔対 象〕40歳以上 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕500円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕同左 〔徴収金〕同左 (同左)	
	肺がん検診 (兼結核検診)	〔対 象〕16歳以上 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕300円(喀痰検査は別途700円) (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕19歳以上 〔時 期〕同左 〔徴収金〕無料(基本健診料に含む。喀痰検査は別途500円) (同左)	
	前立腺がん検診	〔対 象〕50歳以上の男性 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕1,000円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕希望者 〔時 期〕同左 〔徴収金〕1,500円 (同左)	
	肝炎ウイルス検診	〔対 象〕節目年齢(40、45、50、55、60、65、70歳)の者 〔時 期〕町ぐるみ健診・休日健診と同時実施 〔徴収金〕1,000円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕同左 〔時 期〕同左 〔徴収金〕900円 (同左)	
	肝炎ウイルス検診二次検診	〔対 象〕基本検診でALT値40～49IU/Lの者、同検診未受診者 〔時 期〕10月～1月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕1,700円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	未実施	
	骨粗しょう症検診	〔対 象〕30歳以上の女性 〔時 期〕10月～11月に4日間(集団検診) 〔徴収金〕1,100円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕希望者 〔時 期〕町ぐるみ健診と同時実施 〔徴収金〕1,500円 (同左)	

		現 況		具体的調整方針
事務事業名		西 脇 市	黒 田 庄 町	
成人・老人保健	乳がん検診	〔対 象〕 30歳以上の女性 〔時 期〕 6月～1月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 500円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕 希望者 〔時 期〕 5月～7月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 同左 (同左)	
	子宮がん検診	〔対 象〕 30歳以上の女性 〔時 期〕 6月～3月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 子宮頸部がん検診・・・1,600円 子宮体部頸部がん検診・・・2,300円 (70歳以上、生活保護・住民税非課税世帯は無料)	〔対 象〕 希望者 〔時 期〕 5月～7月に指定医療機関で個別検診 〔徴収金〕 実施なし 同左 (同左)	
	人間ドック受診助成事業	〔対 象〕 満35歳以上(1年度内に一人1回限り) 助成の申請前に一年以上西脇市民である者 市民税・国民健康保険税の滞納がない世帯の者 〔医療機関〕 西脇病院 〔助成内容〕 1泊2日ドック(一般・国保) 45,500円 日帰り脳ドック(一般・国保) 35,000円 日帰りドック(国保) 28,000円	〔対 象〕 満40歳以上(1年度内に一人1回限り) 黒田庄町の在住の者 町ぐるみ健診、事業所健診等の未受診者 〔医療機関〕 大山病院・中町赤十字病院 〔助成内容〕 1回・・・・・・ 8,000円	人間ドック受診助成事業については、新市発足時に再編する。ただし、指定医療機関については、西脇病院及び大山病院とする。
健康づくり推進協議会	〔名 称〕 西脇市健康づくり推進協議会 〔構 成〕 委員16名 学識経験者の代表(医師会長)、医療関係団体の代表(歯科医師会長、医師会副会長)、行政機関の代表(健康福祉事務所長、西脇病院長) 地区組織・地区衛生組織の代表(連合区長会長、老人クラブ連合会長、いずみ会会長、保健衛生推進委員会及び健康づくり推進委員会会長、消費者協会会長)、教育委員会・事業所関係の代表(学校長会会長、公民館運営審議会会長、体育指導委員会会長、JAみのり経済センター長、商工会議所専務理事、労働者福祉協議会会長) 〔任 期〕 2年	〔名 称〕 黒田庄町健康づくり推進協議会 〔構 成〕 委員20名 健康福祉事務所長、医師会代表、歯科医師会代表、区長会代表、体育協会会長、体育指導委員会会長、婦人会長、老人クラブ連合会長、社会福祉協議会会長、いずみ会代表、保健衛生委員会会長、愛育班班長、商工会理事、JAみのり黒田庄営農経済センター長、民生児童委員会会長、身体障害者福祉協会会長、歯科衛生士会代表、教育長、中央公民館長、学校長代表、 〔任 期〕 2年	健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。	

先進事例

新市町村名	合併市町村名	合併の期日	調整の方針
朝来市 (新設合併)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	平成17年3月31日まで (予定)	<p>1 母子保健事業 (1) 母子保健事業については、合併後概ね1年以内に再編することとし、再編するまでの間は現行のとおり実施する。ただし、産婦貧血検査及び2歳児健診については、合併時まで調整する。</p> <p>2 一般・老人保健事業 (1) 一般・老人保健事業については、合併後概ね1年以内に再編することとし、再編するまでの間は現行のとおり実施する。ただし、歯周疾患検診、健康教育・健康相談及び各種健(検)診の対象者と受診料については、合併時まで調整する。</p> <p>3 予防接種事業 (1) 予防接種事業については、合併後概ね1年以内に再編することとし、再編するまでの間は現行のとおり実施する。</p>
養父市 (新設合併)	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	<p>1 母子保健事業、健康教育・健康診査・健康相談事業については、合併後も実施する。</p> <p>2 成人に対する健康診査については、検査項目・対象者・検査機関・検診料金(自己負担分)を統一し実施する。</p> <p>3 予防接種事業については現行のとおり実施する。</p>
加東市 (新設合併)	社町 滝野町 東条町	平成17年3月31日まで (予定)	<p>母子保健事業、成人・老人保健事業及び健康づくり事業については、新市において実施することを基本とし、事業内容(対象者・実施回数・個人負担等)を合併時に調整する。ただし、母子保健計画は合併後新市において策定する。また、母子保健推進員制度及び健康づくり推進協議会は再編し、新市に設置する。</p>

各種事業（学校教育事業）の取扱いについて

各種事業（学校教育事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（学校教育事業）の取扱い
<p>通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>A L T（英語指導助手）招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	教育部会
協定項目	22-18 各種事業(学校教育事業)の取扱い	関係項目	児童及び生徒の就学、英語指導助手、学校施設、幼稚園、就学援助、学校給食
調整内容	<p>通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>A L T (英語指導助手) 招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>		

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>両市町とも通学区域が設定されている。</p> <p>A L T (英語指導助手) 招致事業は両市町とも実施しているが、配置状況や採用手続等に差異がある。</p> <p>学校園の建築・大規模改修・耐震診断等は各学校園の建築経過年数等の状況を踏まえ、今後の優先順位を調整する必要がある。</p> <p>幼稚園入園料は差異がないが、保育料に差異がある。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に調整する。</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>合併後に統合する。</p>	<p>通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>A L T (英語指導助手) 招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>西脇市立双葉小学校については、平成16年度に屋内運動場及び特別教室改築の実施設計委託を行うため、継続して改築工事を実施する。</p> <p>その他の学校園の施設整備については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p>

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>幼稚園降園バス事業は黒田庄町のみ実施している。</p> <p>預かり保育は西脇市のみ実施している。</p> <p>要・準要保護就学援助については、両市町とも実施しているが、認定基準等に差異がある。</p> <p>奨学資金貸付事業については、両市町とも実施しているが、奨学金の額や返還方法等に差異がある。また、給付事業は黒田庄町のみ実施している。</p> <p>学校給食センターは両市町にあり、それぞれで共同調理を行っている。</p> <p>給食費は設定方法や徴収方法に差異がある。</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に再編する。</p> <p>合併時に再編する。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>合併時に再編する。</p>	<p>幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>

項 目	現				況			
	西 脇 市				黒 田 庄 町			
通学区域	1 小学校 (16.5.1現在)				1 小学校 (16.5.1現在)			
	小学校名	学級数	児童数	区 域	小学校名	学級数	児童数	区 域
	西脇	24	701	西脇、下戸田、上野、上戸田、津万、嶋、大垣内、寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野、高田井町 247～267、279、小坂町96～128、84～88、92～94、郷瀬町 395～(671除く。)	楠丘	14	277	喜多、大門、津万井、福地、岡、門柳、大伏、前坂
	重春	24	738	高田井町(西小以外全て)、野村町、和布町、高松町、板波町、平野町、谷町、和田町	桜丘	10	238	西沢、石原、田高、船町、小苗、黒田
	日野	15	405	小坂町(西小以外全て)、郷瀬町(西小以外全て)、富田町、日野町、富吉南町、富吉上町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町				
	比延	12	262	比延町、上比延町、鹿野町、塚口町、高嶋町、堀町				
	双葉	6	42	中畑町、住吉町				
	芳田	7	159	落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町、八坂町				
	2 中学校 (16.5.1現在)				2 中学校 (16.5.1現在)			
	中学校名	学級数	生徒数	区 域	中学校名	学級数	生徒数	区 域
西脇	17	534	西脇小学校区、日野小学校区、重春小学校区のうち高田井町のみ	黒田庄	11	285	町内全域	
西脇東	6	171	比延小学校区、双葉小学校区					
西脇南	13	403	重春小学校区のうち高田井町以外、芳田小学校区					

項 目	現 況																																																																																																																																																					
	西 脇 市	黒 田 庄 町																																																																																																																																																				
ALT招致事業 (英語指導助手)	1 配置状況 2人(西中に1人、南中・東中に1人) 2 採用手続 民間のALT派遣業者に委託 3 各校への訪問回数 ・基本的に配置校で勤務 ・要請があれば小学校・幼稚園へ出向く 4 勤務状況 ・午前8時から午後4時まで ・夏期休暇時期に70時間程度の小学校教職員英語研修を行う。	1 配置状況 1人 2 採用手続 JETプログラム(自治体国際化協会が斡旋している語学指導等を行う外国青年招致事業)を利用 3 各校への訪問回数 ・月曜日から木曜日は中学校勤務 ・金曜日は教育委員会勤務で、時間割により幼稚園・小学校で指導する。 4 勤務状況 ・午前8時30分から午後4時30分まで ・水曜日の午後7時30分から9時まで公民館の英会話講座で指導する。																																																																																																																																																				
学校園建築・大規模改修・耐震診断・耐震改修	【学校園校舎等施設の概要】 1 校舎・屋体 構造：R=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校名</th> <th>種 別</th> <th>構造</th> <th>建築年</th> <th>大規模改修実施年</th> <th>耐震診断実施年</th> <th>耐震改修実施年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">西脇</td> <td>校舎</td> <td>W</td> <td>S12</td> <td>H元</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S45</td> <td>H2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>S54</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重春</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S47</td> <td>H6~7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>S</td> <td>S47</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日野</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S45</td> <td>H5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S59</td> <td>H5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>S56</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">比延</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>H11</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>H13</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">双葉</td> <td>校舎</td> <td>W</td> <td>S21</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>S</td> <td>S36</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>S</td> <td>S36</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芳田</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S42</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>S63</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	種 別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	西脇	校舎	W	S12	H元	-	-	校舎	R	S45	H2			屋体	R	S54				重春	校舎	R	S47	H6~7			屋体	S	S47				日野	校舎	R	S45	H5			校舎	R	S59	H5	-	-	屋体	R	S56				比延	校舎	R	H11		-	-	屋体	R	H13		-	-	双葉	校舎	W	S21		-	-	校舎	S	S36				講堂	S	S36				芳田	校舎	R	S42				屋体	R	S63		-	-	【学校園校舎等施設の概要】 1 校舎・屋体 構造：R=鉄筋コンクリート造、S=鉄骨造、W=木造 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校名</th> <th>種 別</th> <th>構造</th> <th>建築年</th> <th>大規模改修実施年</th> <th>耐震診断実施年</th> <th>耐震改修実施年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">楠丘</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>H5</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>H5</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">桜丘</td> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S37</td> <td>H2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>S49</td> <td>H2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>R</td> <td>H元</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋体</td> <td>R</td> <td>H元</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	小学校名	種 別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	楠丘	校舎	R	H5		-	-	屋体	R	H5		-	-	桜丘	校舎	R	S37	H2			校舎	R	S49	H2			校舎	R	H元		-	-	屋体	R	H元		-	-
小学校名	種 別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年																																																																																																																																																
西脇	校舎	W	S12	H元	-	-																																																																																																																																																
	校舎	R	S45	H2																																																																																																																																																		
	屋体	R	S54																																																																																																																																																			
重春	校舎	R	S47	H6~7																																																																																																																																																		
	屋体	S	S47																																																																																																																																																			
日野	校舎	R	S45	H5																																																																																																																																																		
	校舎	R	S59	H5	-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	S56																																																																																																																																																			
比延	校舎	R	H11		-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	H13		-	-																																																																																																																																																
双葉	校舎	W	S21		-	-																																																																																																																																																
	校舎	S	S36																																																																																																																																																			
	講堂	S	S36																																																																																																																																																			
芳田	校舎	R	S42																																																																																																																																																			
	屋体	R	S63		-	-																																																																																																																																																
小学校名	種 別	構造	建築年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年																																																																																																																																																
楠丘	校舎	R	H5		-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	H5		-	-																																																																																																																																																
桜丘	校舎	R	S37	H2																																																																																																																																																		
	校舎	R	S49	H2																																																																																																																																																		
	校舎	R	H元		-	-																																																																																																																																																
	屋体	R	H元		-	-																																																																																																																																																

項 目	現						況							
	西 脇 市						黒 田 庄 町							
	中学校名							中学校名						
	種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年		
	西 脇	校 舎	R	S50	H9~10	H8~9	H9~10	黒田庄	校 舎	R	S58		-	-
		格 技	S	S61		-	-		校 舎	R	S58		-	-
		屋 体	R	S61		-	-		屋 体	R	S59		-	-
	西脇東	校 舎	R	H6		-	-		武 道 場	R	H3		-	-
		屋 体	S	S37										
	西脇南	校 舎	R	S36	H2									
		格 技	S	H2		-	-							
		屋 体	S	S40										
	幼稚園名							幼稚園名						
	種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年	種 別	構 造	建 築 年	大規模改修実施年	耐震診断実施年	耐震改修実施年		
	西脇	園 舎	S	S31				楠丘	園 舎	W	S37		-	-
		遊 戯 室	S	S31					遊 戯 室	W	S37		-	-
	重春	園 舎	S	S42				桜丘	園 舎	W	S36		-	-
		遊 戯 室	S	S42										
	日野	園 舎	S	S53										
		遊 戯 室	S	S53										
	比延	園 舎	S	S41										
		遊 戯 室	S	S41										
双葉	園 舎	S	S36											
芳田	園 舎	S	H元		-	-								
	遊 戯 室	S	H元											
双葉小学校屋内運動場、特別教室改築予定 平成16年度 実施設計業務委託 平成17年度 改築工事														

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
預かり保育	<p>1 対象 市内幼稚園の在園児で、幼稚園降園後保護者等の就労等の理由により家庭で保育できないもの</p> <p>2 実施状況 市内の2園で実施（西脇幼稚園・重春幼稚園） 通常保育日は保育終了時刻から午後5時45分まで 長期休業中は午前8時15分から午後5時45分まで</p> <p>3 保育料 園児1人につき 通常月 5,500円/月 8月 11,500円/月</p>	なし（学童保育に併せて実施している。）
要・準要保護 就学援助	<p>1 目的 学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の保護者に対し、教育にかかる費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施に資する。</p> <p>2 認定基準 現在生活保護を受けている世帯</p> <p>前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 生活保護が停止又は廃止になった世帯 イ 市民税の非課税又は減免の扱いを受けた保護者 ウ 個人事業税の減免の扱いを受けた保護者 エ 固定資産税の減免の扱いを受けた世帯 オ 国民年金保険料の免除の扱いを受けた保護者 カ 国民健康保険税の減免の扱いを受けた保護者 キ 児童扶養手当の支給を受けている保護者 ク 世帯更生資金の貸付を受けた世帯 ケ 職業安定所登録日雇労働者である保護者</p>	<p>1 目的 同左</p> <p>2 認定基準 同左</p> <p>同左</p>

項 目	現 況																									
	西 脇 市	黒 田 庄 町																								
	<p>前年中の所得が次の額以下である世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成人員</th> <th>総 所 得 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>1,573,500円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,890,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>2,302,400円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2,730,600円</td> </tr> <tr> <td>1人増す毎に</td> <td>393,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他特別の理由がある場合</p> <p>3 給付内容 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費</p> <p>4 平成15年度認定数 小学校 258人(認定率11.23%) 中学校 107人(認定率9.63%)</p>	世帯構成人員	総 所 得 額	2人	1,573,500円	3人	1,890,000円	4人	2,302,400円	5人	2,730,600円	1人増す毎に	393,000円	<p>前年中の所得が次の額以下で、かつ、認定の申請時においてもその額以下であると認められる世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成人員</th> <th>総 所 得 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>1,315,588円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,735,999円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>2,015,999円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>2,475,999円</td> </tr> <tr> <td>1人増す毎に</td> <td>456,792円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他特別の事情がある場合</p> <p>3 給付内容 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費、通学費、体育実技用具費</p> <p>4 平成15年度認定数 小学校 35人(認定率6.54%) 中学校 12人(認定率4.27%)</p>	世帯構成人員	総 所 得 額	2人	1,315,588円	3人	1,735,999円	4人	2,015,999円	5人	2,475,999円	1人増す毎に	456,792円
世帯構成人員	総 所 得 額																									
2人	1,573,500円																									
3人	1,890,000円																									
4人	2,302,400円																									
5人	2,730,600円																									
1人増す毎に	393,000円																									
世帯構成人員	総 所 得 額																									
2人	1,315,588円																									
3人	1,735,999円																									
4人	2,015,999円																									
5人	2,475,999円																									
1人増す毎に	456,792円																									
奨学資金	<p>【西脇市奨学金貸付事業】</p> <p>1 対象者 西脇市に1年以上居住し、住民登録又は外国人登録を有する者(修学のため転出している者を含む。) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する学校長の推薦がある者 経済的な理由により修学が困難な者 他の奨学金(無利息)その他これに類するものを受けていない者</p> <p>2 金額(月額) 高等学校、高等専門学校 国公立 15,000円 私立 20,000円 短期大学、大学 国公立、私立 30,000円</p>	<p>【黒田庄町ふるさと奨学金貸与事業】</p> <p>1 対象者 原則として新たに大学(短期大学含む。)に入学した者 経済的な理由等により、修学が困難な者 黒田庄町英才教育奨学金を受けていない者</p> <p>2 金額(月額)及び人数 50,000円とし、新規貸与人数は原則5人までとする。</p>																								

現 況	
項 目	西 脇 市
	<p>3 貸付期間 申請を受理した日の属する月分から翌年3月31日まで (6月30日までに申請書を受理したときは、当該年度の4月分から貸し付ける。ただし、5月1日以降に対象要件に該当した場合はその日の属する月分から貸し付ける。)</p> <p>4 貸付けの方法 原則として3か月分ずつ奨学生又は保護者に口座振込により貸し付ける。</p> <p>5 返還方法 貸付終了後12か月を経過したときから貸付期間の2倍の期間内に返済(無利子)</p> <p>6 返還の免除(返還債務の全部又は一部を免除) 死亡したとき又は心身に著しく障害を受けたとき等により返還することが不能となったとき。 その他やむを得ない事情により返還を免除することが適当であると教育委員会が認めたとき。</p> <p>7 返還の猶予 修学年限の終了後引き続き上級学校に在学したとき。 疾病その他正当な理由により返還が著しく困難であると教育委員会が認めたとき。</p> <p>【給付事業】 なし</p>
	<p>3 貸与期間 申請を受理した日の属する月分から正規の修業年限まで (6月30日までに申請書を受理したときは、当該年度の4月分から貸与する。ただし、5月1日以降に対象要件に該当した場合はその日の属する月分から貸与する。)</p> <p>4 貸与の方法 年度を3期にわけて、奨学生に口座振込により貸与する。</p> <p>5 返還方法 貸与期間満了後及び貸与を打ち切られた日が属する月の翌月から起算して6か月を経過した後10年以内に返還(無利子)</p> <p>6 返還の免除(返還未済額の一部又は全部を免除) 黒田庄町に現に居住している間 死亡又は精神・身体の著しい障害その他やむを得ない事情により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき。 貸与を受けたもの等が生活困難であるため、奨学金の返還が著しく困難であると認められるとき。</p> <p>7 返還の猶予 大学に引き続き在学するとき。 災害・盗難・疾病・負傷その他やむを得ない事情により返還期日に奨学金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>【黒田庄町奨学金給付事業】</p> <p>1 給付対象者 高等学校・高等専門学校・これに準ずる学校に在学しており、保護者が町に住所を有している者 経済的理由等によって修学が困難な者 他の制度による奨学金の給付を受けていない者</p>

現 況		黒 田 庄 町
項 目	西 脇 市	
		2 金額(月額) 公立 10,000円 私立 30,000円 3 期間 4月分から修業年限まで(4月30日までの申請) 4 給付の方法 毎月分を保護者に口座振込により支給する。ただし必要があると認める場合は当該年度の2か月分以上を併せて支給することができる。
学校給食センター、給食費	給食センター 1 所在地 西脇市上戸田28 2 施設等の概要 建設 昭和45年11月 敷地面積 4,371㎡ 調理能力 4,500食/日(現在約4,000食を調理) 厨房環境 ウェット方式 3 施設の改築計画 施設の老朽化に伴い、改築の必要あり 給食費 1 給食費(月額)(平成11年4月改定) 幼稚園(週3回) 1,700円(1食あたり207円) 小学校 低学年 3,700円(1食あたり216円) 高学年 3,900円(1食あたり231円) 中学校 4,100円(1食あたり262円) 2 徴収方法 毎月25日に指定の金融機関から口座振替	給食センター 1 所在地 黒田庄町喜多1527-3 2 施設等の概要 建設 平成10年10月 敷地面積 1,623.09㎡ 調理能力 1,100食/日(現在約1,000食を調理) 厨房環境 フルドライ方式 3 施設の改築計画 なし 給食費 1 給食費(月額)(平成10年10月改定) 幼稚園(週5回)(5~7月) 4,000円(1食あたり205円) (9~3月) 3,000円 小学校 (4~7月) 4,000円(1食あたり205円) (9~3月) 3,000円 中学校 (4~9月) 4,000円(1食あたり230円) (10~3月) 3,000円 2 徴収方法 毎月学校園で徴収

関係法令

学校教育法（昭和22年法律第26号）

（保護者に対する援助）

第25条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（準用規定）

第40条 第18条の2、第21条、第25条、第26条、第28条から第32条まで及び第34条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第18条の2中「前条各号」とあるのは、「第36条各号」と読み替えるものとする。

学校給食法（昭和29年法律第160号）

（学校給食の目標）

第2条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

（経費の負担）

第6条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第22条第1項に規定する保護者の負担とする。

学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第6条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条（同法第40条及び第76条で準用する場合を含む。）又は第51条の8の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

先進事例

関係市町	調 整 内 容
養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立幼稚園施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。保育時間については、養父町の例による。 2 幼稚園保育料については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 3 町立小学校施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 4 町立中学校施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 学校給食共同調理所等施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。施設のあり方については、近代化、合理化、衛生、防災面等対応を踏まえて新市において基本計画を策定する。 6 学校給食費については、幼稚園2,300円・小学校3,600円・中学校3,900円とし、合併時までに統一する。 7 小・中学校の通学区域については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 8 スクールバス、通学に係る補助・助成については、現行のまま新市へ移行し、新市において検討委員会を組織し、総合的に検討する。
亀山市 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後新市において調整する。ただし、地域子育て支援事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・幼稚園・小中学校施設耐震化事業については、両市町の補強計画等を新市に引き継ぐ。 ・亀山西小学校改築事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・学校教育ビジョンについては、新市において新たに策定する。 ・通学区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに学校区の再編について協議する。 ・学校給食及びスクールバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・災害共済給付事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・幼稚園保育料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、保育料の減免については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。 ・奨学金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
中町、加美町、八千代町 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学区域については、新町に引き継ぐ。 2 通園バス・スクールバスの運行については、合併時に再編する。 3 自転車・バス通学補助については、新町に引き継ぐ。 4 幼稚園運営については、新町に引き継ぐ。保育料等は合併時までに調整する。 5 学校給食業務については、新町に引き継ぐ。ただし、施設のあり方については、処理能力、生徒数の動向を勘案し、近代化、衛生、防災面等の対応も含めて新町で検討する。 6 学校給食費については、合併時までに調整する。 7 給食運営委員会については、合併時に再編する。ただし、報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

各種事業（文化振興事業）の取扱いについて

各種事業（文化振興事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

各種事業（文化振興事業）の取扱い
市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	教育部会
協定項目	22-19 各種事業(文化振興事業)の取扱い	関係項目	文化財の保護・顕彰	
調整内容	市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により調整する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
各市町指定の文化財がある。 指定文化財の維持管理体制に差異はないが、修理、保護等に係る補助金の交付方法に差異がある。	現行のとおりとする。 合併後に調整する。	市町指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定文化財の維持管理事業については、新市において西脇市の例により補助金交付規程を設け、保存修理に努める。

項 目	現		況		
	西 脇 市		黒 田 庄 町		
市町指定文化財	市指定文化財 20件 有形文化財(13件)		町指定文化財 6件 有形文化財(6件)		
	種 別	指 定 名 称	種 別	指 定 名 称	
	建 造 物	釈迦三尊板碑	西田町88 西仙寺	建 造 物	石造十三重塔
		五輪塔	西田町88 西仙寺	彫 刻	木製本地仏
		石造宝篋印塔 附石灯籠残欠	明楽寺町1015 薬師堂		木造阿弥陀如来立像
	彫 刻	慶雲寺木造釈迦如来坐像	上比延町591 1 慶雲寺	書跡工芸 書 跡	青銅製経筒(蓋付)
		木造阿弥陀如来坐像	板波町696 3 弥勒堂		絵巻(写経)
		木造大日如来坐像	西脇市郷土資料館	書跡工芸	陶製経筒
	書 跡	慶長15年郷瀨村免定	西脇市郷土資料館	考 古	鉄刀、鉄剣、鉄鏃
	書跡工芸	写経大般若経、春日版 大般若経及び経櫃	西脇市郷土資料館		
	絵 画	石崖筆桃園義盟図幟	個人宅		
		石崖筆張飛図絵馬附 同時奉納絵馬	西脇市郷土資料館		
	考 古	重弁七葉蓮華文軒丸瓦	西脇市郷土資料館		
		複弁八葉蓮華文軒丸瓦	西脇市郷土資料館		
		滝ノ上20号墳出土品	西脇市郷土資料館		
	民俗文化財(4件)				
	種 別	指 定 名 称	種 別	指 定 名 称	所 在 地
	有形民俗	すきぐし製造用具	西脇市郷土資料館		
		観音堂境内図絵馬	西脇市郷土資料館		
	無形民俗	妙覚寺ワラワラ	市原町576 妙覚寺		
		八幡神社お笑い神事	下戸田626 八幡神社		
	記念物(3件)				
	種 別	指 定 名 称	種 別	指 定 名 称	所 在 地
史 跡	下山古墳			富吉南町249 11 日野団地	
天然記念物	フジ			明楽寺町1014 六所神社	
	西光寺山のウバメガン群落			中畑町ほか 西光寺山	

現			況			
項	西 脇 市		黒 田 庄 町			
目	【参 考】		【参 考】			
	1 県指定文化財 11件 有形文化財(5件)		1 県指定文化財 2件 有形文化財(2件)			
	種 別	指 定 名 称	所 在 地	種 別	指 定 名 称	所 在 地
	建 造 物	住吉神社本殿	上比延町1429 1 住吉神社	建 造 物	荘厳寺多宝塔	黒田1589 荘厳寺
		西仙寺本堂	西田町88 西仙寺		兵主神社拝殿	岡372-2 兵主神社
		熊野権現社本殿				
	彫 刻	木造十一面観音立像	坂本455 西林寺			
		木造薬師如来坐像	住吉町1030 大通寺			
	考 古	きつね塚古墳石棺	明楽寺町14 輝根塚教苑境内			
	民俗文化財(1件)					
	種 別	指 定 名 称	所 在 地			
	無形民俗	石上神社なまずおさえ神事	板波町4 石上神社			
	記念物(5件)					
	種 別	指 定 名 称	所 在 地			
	史 跡	道の上古墳	羽安町389 3ほか アカ山			
		緑風台窯址附出土遺物	野村町1813 11 古窯陶芸館			
		岡ノ山古墳	上比延町244 1 岡之山山頂			
	天然記念物	西林寺のカラコツバキ	坂本455 西林寺			
		荒神社のムクノキ	鹿野町1359-1 荒神社境内			
	2 国登録有形文化財 1件					
	指 定 名 称	所 在 地				
	旧来住家住宅	西脇394-1,2,3				

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
指定文化財の維持管理事業	<p>1 指定文化財への補助 指定文化財の管理若しくは修理又は保存のため必要があると認めるときは、予算の範囲内において、補助金を交付する。</p> <p>・補助対象内容 修理に要する経費 防災施設に要する経費 防災設備保守点検に要する経費 民俗文化財地域伝承活動に要する経費</p> <p>2 補助金の額 国庫補助のある場合 補助対象経費から国庫補助金及び県補助金を控除した残額の50%以内</p> <p>県補助のある場合 補助対象経費から県補助金を控除した残額の50%以内</p> <p>市補助のみの場合 補助対象経費の50%以内</p>	<p>1 指定文化財への補助 指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該指定有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町は、当該所有者又は管理団体に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>

先進事例

関係市町	調 整 内 容
養父市	(抜粋) 町指定文化財については、現行のまま新市へ引き継ぐ。
亀山市 (予定)	(抜粋) 文化財維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。伝統的芸能保存伝承活動支援及び文化財保護事業費補助については、合併後速やかに調整する。
朝来市 (予定)	(抜粋) 文化財に関すること 文化財保護審議会については、合併後速やかに再編する。報酬については、報酬審議会に準じた機関を組織し、合併時までに調整する。 町指定の文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 埋蔵文化財出土品の展示、保管場所については、合併後、新市において検討する。
丹波市 (予定)	(抜粋) 町指定文化財は、すべて新市に引継ぐ。
加東市 (予定)	(抜粋) 1 町指定文化財は、現行どおり新市に引き継ぎ、市指定文化財とする。 2 町単独文化財保存事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施する。